
日程第 2

通告による一般質問

○議長（白戸昭司君） 日程第 2 これより、通告による一般質問を行います。

前回の議事を継続いたします。

14 番宮川勇君。

○14 番（宮川勇君） ー登壇ー

おはようございます。通告に従いまして、大きく 2 点質問させていただきます。

一つ目に、北斗市の農業に関する件でございます。

本年は雪解けも早く、穏やかな日が続いていますが、一方では雨が少ないように感じています。本市の農業生産に関わることにについて、以下の何点かをお聞きします。

（1）春野菜、主にホウレンソウ、レタスの出来高と価格について。

（2）米価については、昨年、価格高騰により、政府備蓄米の放出など混乱が続きました。一方、本年は米余り、価格下落も憂慮されています。生産者、流通業者、消費者、3 方が納得のいく市場価格が形成されていくことを願っています。

さて、本年の生産者米価が大幅に下落した場合、まずは国が対処するところになると思いますが、市としてもその準備をしておくべきと考えますが、市の考えをお聞きしたいと思います。

（3）かんがい用水についてお聞きします。

現在、大野ダムと上磯ダムを接続する工事が進んでいますが、工事の進捗状況と、本年用水不足が起こった場合の対処についてどのように考えているのかを伺います。

大きく 2 番目でございます。

当市が管理している街路灯に関する件でございます。

当市が管理している街路灯（本町 2 の 8 の 1、ポールの番号が OS-021）でございます。この件について、以下の点をお聞きし

ます。

（1）破損の日時について。

（2）どのようなことで破損したのか。

（3）なぜこれまで修理もしくは交換ができなかったのかをお聞きします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） ー登壇ー

宮川議員の御質問にお答え申し上げたいと存じます。

1 点目の北斗市の農業に関する件についてでございますが、御質問の一つ目、春野菜のホウレンソウ、レタスの出来高と価格につきまして、北斗市野菜生産出荷組合における令和 8 年 4 月末現在の部会別取扱実績を基に御報告いたしますと、ホウレンソウは、取扱数量が 125.6 トン、生産額が 8,517 万 8,000 円であり、取扱数量、生産額共に前年並みと伺っております。

レタスは、取扱数量が 20.6 トン、生産額が 653 万 6,000 円であり、取扱数量、生産額共に前年を上回る見込みと伺っております。

御質問の二つ目、米価が下落した場合の市の考え方につきまして、令和 7 年産米をめぐっては、全国的な需給バランスの変動や流通状況の変化などにより、価格高騰や政府備蓄米の放出が行われるなど、米を取り巻く環境が大きく変動したところでありますが、現在は一転して、需要緩和による価格下落への懸念も報じられていることから、生産者をはじめ、流通業者や消費者にとっても先行きが不透明な状況にあるものと認識しております。

そのような中、本市の生産者におきましては、水稻を基本作物としながらも、米と多様な野菜や花卉栽培を組み合わせた複合経営を推進していることから、農業経営におけるリスク分散や所得の安定化が図られているものと認識しております。

米価対策につきましては、議員御指摘のとおり、まずは国の需要調整や経営安定対策な

どにより、対応されるべきものであり、本市といたしましても、北海道、新函館農業協同組合など、関係機関と情報共有し、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、国においては、令和9年度以降の水田政策の見直しについて、現在協議が進められているところであり、水田活用や需給調整の在り方など、今後の米政策に大きく関わる内容になるものと認識しております。

本市といたしましても、こうした国の制度見直しの動向について、十分注視しながら、必要な情報収集に努めてまいります。

これまでも農業資材価格の高騰対策や省力化、生産性向上に向けた支援など、農業経営の安定化に向けた各種施策に取り組んでおり、現在においても直播栽培や密苗栽培など、育病・移植作業の省力化・効率化を図る技術導入に対し、北斗市農業機械等導入支援事業補助金の活用を促し、労働時間と資材の削減を図り、米価下落時にも対応可能な経営体質づくりを支援しているところでございます。

今後におきましても米価や農業情勢の動向を注視しながら、関係機関と連携し、地域農業の安定的な経営に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

御質問の三つ目、大野ダムと上磯ダムを接続する工事の進捗状況と、本年用水不足が起こった場合の対処につきまして、大野ダムと上磯ダムに関連する整備については、国の国営かんがい排水事業北斗用水地区として、令和7年度に事業着手地区として採択されたところでございます。

本事業は、農業用水の安定供給と施設機能強化を目的として、大野ダム及び上磯ダムの改修、流域変更水路、幹線用水路、水管理施設等を整備するものであります。

受益面積は約1,236ヘクタール、事業期間は令和7年度から令和23年度まで、総事業費は、現時点で約250億円となっております。

令和8年度につきましては、野崎幹線用水

路工事のほか、流域変更水路や大工川幹線用水路等の測量・設計業務が予定されており、上磯ダムの用水量不足解消に向け、流域変更水路の測量設計を優先的に進める方針と伺っており、本事業による施設更新や流域変更水路整備によって、将来的な用水不足リスクの軽減につながるものと期待しているところでございます。

また、本年の用水状況については、雪解けが早かった影響により、山間部からダムへの流入量が例年より少ない状況となっているほか、降雨量についても少ない状況が続いていることから、今後の降雨状況などを注視しているところでございます。

今後も上磯土地改良区や北海道開発局函館開発建設部など関係機関と連携し、貯水量や取水状況の把握、必要に応じた節水調整等に努めるとともに、引き続き農業生産に支障を来さないよう安定した農業用水の確保に努めてまいります。

2点目の本市が管理している街路灯に関する件についてでございますが、御質問にあります街路灯は、本町2丁目地内、道道大野上磯線の歩道に設置されている、本市が管理する街路灯であり、車両接触事故により破損が生じている状態となっております。

御質問の一つ目、破損の日時につきまして、令和7年7月20日午後10時頃に発生したものでございます。

二つ目の破損の原因につきまして、走行中の乗用車がハンドル操作ミスにより、当該街路灯に接触したことにより破損したものでございます。

三つ目の、これまで修理もしくは交換ができなかった理由につきまして、街路灯の製作には約3か月を要することに加え、冬期の施工を避けた工程調整及び資材の塗装等に時間を要したことから、現在まで修理に至っていない状況でございますが、6月15、16日に修繕工事が行われる予定となっております。

以上で、宮川議員の御質問に対するお答え

といたします。

○議長（白戸昭司君） 宮川勇君。

○14番（宮川勇君） ありがとうございます。

まず一つ目から行きたいと思います。

ここ二、三日前に、私もできる限り新しい情報でお話をしたいなと思ひまして、1年間の中で一番早い作物のレタス、ハウレンソウ、次に大根になるか、そういうものが一番早く出荷されるので、今、市長が答弁いただいたように、数字を比較すると、レタスにしてもハウレンソウにしても、ハウレンソウでプラス10%ぐらいでしょうか、価格として。レタスに関してはプラス7%ぐらい、価格が昨年と比べて高い数字を農協からいただきました。

それで、なぜこの話をするかという、結果的に資材費がどのぐらい高騰しているのか、ここがやはり一番重要なわけです。原価率というか出荷率に関して、どの程度利益を上げられることになるのかということが大事なので。

聞きましたところ、今朝の話でありますけれども、資材が、ハウレンソウに関して、市長も御存じだと思いますけれども、FGセロファンと言ったらいいのか、原料はナフサですよね。それが大体30%、先月末から今月にかけて価格改定が行われて、30%上がったそうです。

今度、化学肥料、一般的に使う肥料、商品名で言うとNS262というのは私も使うのですけれども、これに関しても大体30%、それからダンボール、出荷するためにダンボールに入れますけれども、ダンボールについてもややそれに近いぐらいの状況なのです。

それで、先月、北海道新聞に出された記事を見ますと、ホクレンが24.7%、化学肥料の値段を上げるという記事が出てございました。ただ、最後に、JA全農が14.5%なのです。なぜ10点何パーセント、ホクレンが高いのか私はよく分からないのですけれ

ども、多分東京を中心にして運ぶのに北海道はちょっと距離があるから運賃分なのかなと。

この話は20年前に、道内のある農協の役員をやっている方といろいろなことをお話ししたときに、本州の人から見ると化学肥料でも農薬でも10%高いのだと、北海道の方は高いものを買わされているのだという話を聞かされたときに、私は別の方の話をして、冗談半分で言っているのかなと思って話を聞いていたのですけれども、その後、関係する農協の方から同じ話を聞かされて、どうしてなのかなというのがいまだに疑問でございます。

結局、私は前回も、市長が忘れていなければ、農業改革するために50年かかると私は言ったと思いますけれども、そういうことも含めて、はっきり言って、農家はばかにされているのかなと、系統団体から。そのような印象も私は持っている一人でございます。勝手に思っているといえはそれまでなのですけれども。

そういうことも含めて、私、市長にお願いは、こういうふうな形で物を作ってもなかなか生産性が上がらない状況の中で、国は、自給率がたしか37%ぐらいでしたか、40%っていないと思うのです。皆さん御存じのように、日本のおすしだとかラーメンだとか、今に至っては、お茶は世界的にバブルの状態であります。ですから、大谷さんがあそこのチームに行ったときに、バターボックスに立つと、後ろに伊右衛門のお茶の看板が出るぐらいすごいです。

そういうことも含めて、これだけ日本の1次産業、農家ばかりではない全ての方々がいろいろなことで頑張っているにもかかわらず、私からすると、ガソリンというのは国がてこ入れして、元売に補助金を出しましたけれども、なぜ我々1次産業がこれだけ頑張っているにもかかわらず、国は、仕入れる段階の化学肥料に関して国の補助金を出してくれば、本州も北海道も差がなく買えるのかなということを勝手に思っている1人でございます。

ますが、その辺について、市長、もし何かお考えがありましたら、よろしく願いしたと思いますけれども。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） 宮川議員の御質問にお答えしたいと存じます。

確かに議員おっしゃるとおり、野菜の価格、少しは上がってきているとはいいながらも、肥料ですとか資材ですとか、そういったものがおおむね3割上がっているという状況、そのとおりかなと思ってございます。

ただ、これに関して言えば、実は1次産業の農業だけではなくて、全ての産業、そしてまた商工業、全てに影響が出ているわけですから、農業だけどうのこうのというわけにはいきませんが、ただ、北斗市は、基幹産業は農業だと私は思っていますので、きちんと支援していかなければいけないだろうという考えがあって、それで、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、農業者に関する支援というのは都度行っている状況であります。

冒頭申し上げましたように、全ての産業がそういう状況に陥っているという現状、まず第一に、やはり国のほうがそれなりの政策というのですか、対応をしていただければなという思いでございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 宮川勇君。

○14番（宮川勇君） 市長おっしゃるとおりなのですけれども。

私からすると、市長を含め、私ども行政も含めて、全国の首長にお願いというか、池田市長は、北斗市民の生命・財産を安心・安全も含めてお守りしていかなければならないという使命があるのかなと私は思うのですが、私も農協の関係で、総会なりでいろいろなことを話をしてきたのですけれども、何せ私1人と、池田市長の立場とでは同じ1人であってもかなりの差がありますので、私からすると、東京に行ったときに自民党との関係だとか、いろいろな関係を含めて、こういう状況

に北海道はあるのだけれども、もしあれだったら、これを是正できるような何かいい方法はないかということでお話しをして、理解を求めていくような方向で、政治的なことで動いていただければ有り難いな。

また、北海道内でもいろいろな集まりがあると思うのです、議長も含めて。そういう場で、なぜ北海道は、先ほど言ったように本州と比べてほぼ10%高い理由は何なのですかと。私からすると、ホクレンがもうけているのか、ああでもないこうでもないという理由をつけているのか、その辺がちょっと理解できない部分があるものですから、その辺を今後、1次産業ばかりではない、北斗市民、全国の国民が今、経済的な部分で本当に困っていると思います。私も前にも言ったように、1週間に2回ぐらいは生協なり魚長に行って買物をさせていただいていますけれども、二、三年前だったら、かご1個ぐらい買っても大体7,000円ぐらいで間に合ったものが、1万円が今は当たり前です。皆さん同じだと思いますけれども。そのぐらい大変になってきている。

年金も上がっているわけではないですから、いろいろな形で苦しんでおられるのではないかという思いでおりますので、できるだけ。農業だけに特化して、どうのこうのということは言いたくないですけれども、なるべくだったら自給率のことも、先ほど言ったように安全・安心の部分をつくって、国民にうれしいものをいただけてもらいたいということも含めて、市長には、それなりのことで、機会があったらそういうことでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

三つ目になります。

水のことなのですけれども、私もこの間、上磯ダムに1週間ほど前に行ってまいりました。そうしたらここに吉田さんが、旧上磯の関係で役員もやられているので、どのように感じているかはあれですけれども、僕が1週間くらい前に行ったときには、ダムの真ん中に車を止めさせていただいて、たまっている

ほうを見たら、左手に岩が見えるような状況の高さの水位でございました。

ただ、私が、うちの父親も含めて、50年前に、田んぼの用水路に水が入ってこなくて、今と違って、機械で自分のところ1軒で田植えとか稲刈りをやる状態ではなかった時代です。要するに「結」という言葉は皆さんは多少御存じかと思いますが、そういう中で、1日でも2日でも田んぼの状態で植えられない。スケジュールを組んでいると、人を頼んでいるわけですから、なかなかうまくいかない。そうすると、いろいろなことで、そこで一番大事なことは水だと思うのです。水がきちんと田んぼに入らないと、当時、傷害事件が起きるのではないかというぐらい、旧大野では事件性のことがありました。それをうちの父親からも聞いたり周りからも聞いたりして、目の当たりにしています。

本来であると、私と思うには、ダムを造っていただいて水路ができて、昔は、私が小さい頃は堀、土を固めた堀の状態。今はコンクリートトラフです。そうすると、同じ面積の容量がある場合にはコンクリートのほうが水はスムーズに勢いよく流れるから、結果的にそんなに水不足になるようなことは、特別雨が降らなければ本当に困るのですけれども、はっきり申し上げて、去年もお盆ぐらいまでほとんど雨が降っていませんでした。ただ、今年もかなり心配な状況でございます。

それで、私は二、三日前に、田んぼを30町くらい作っている方から連絡をいただいて、お話をしたのですけれども、話を聞いていて、モラルかなど。要するにそれぞれが、それぞれ必要な部分を小まめに止めたり出したりすれば何とかなのではないかと私は思って、その方の話を聞きました。

私が市長にお願いしたいことは、改良区に携わって、私ども市民の方々が田んぼを作っている方が多いわけですが、その中で何とかお互いがトラブルにならないような状況を、今、ダムの関係でいくとあと15年ぐ

らいかかります。私は生きているか死んでいるか分かりませんが、今後トラブルになって、人為的な事件になっては寂しいことなんで、そうならないために、改良区も含めた中で受益者を集めて、何らかのお話を皆さんできちんと、お互いを思いやるような注意喚起というのか何というのか、その辺、市長のほううまく対応できるのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） 宮川議員の御質問にお答えいたします。

水の関係ということで、50年以上前にそういうトラブルがあったということをお聞きしたということで、宮川議員おっしゃるとおり、モラルの問題で、自分だけがいいということではないというところが発端となるかと思いますが、用水の管理は、御承知のとおり土地改良区で管理されておりまして、土地改良区では巡回等を行って水の管理をしているところでございます。

そういう実態があるということは、改良区にも、あったのだということは共有した上で、各改良区の中に用水組合等がございますので、そちらに対して、適切な水管理をするということを改めて、今もしていると思えますけれども、改めて指導をしてもらうと同時に、改良区の職員に関しましては、巡回時に、そのような事態がないか、引き続き巡回確認をしていただくというところが一番かなと思います。

以前、北電の事故で渡島平野地区、水が来ないということがございました。現在は復旧に至ったということでございますが、そのときに関しましては、やはり皆さん、少ない水を何とか生かそうというところで、すごい協力をした上で、何とか水を末端まで水を流すような対策を北電と改良区の各用水組合が頑張っていただいて、何とか秋には豊作というのか、例年どおりの米が採れることができたということで、これは人の問題かなと思いますので、皆さんが一致団結して同じ方向を向け

ば、きちんとした管理ができていくのではないかなと思ってございますので、その辺は今後とも改良区と協議をしながら進めていきたいかなと思ってございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 宮川勇君。

○14番（宮川勇君） 課長、ありがとうございます。そのとおりでございまして。

私も今はハウス3棟ぐらいしか持っていないのですけれども、一番多いときで27棟、花を作っていました。そのときには自分自身で、周りに迷惑をかけるのも嫌ですので、父が掘った井戸を利用して、ためる面積をユンボで掘ったりして、4,000リッター近くためるようなことと、大野川からくみ上げるようなことも含めてやってきましたけれども。

本当に、一言で言うとモラルだと思っています。今、うちの基盤整備面積が82%くらいまで来ていますよね。よほど雨が降らなくて大変だという干ばつの状態では問題が起きる可能性はあるかも分かりませんが、今日も和歌山のほうで台風が来て、線状降水帯で、あと60センチメートルぐらいで溢れるのかなというぐらいの状況まで来ていますけれども、そういうことも含めて、うちもいつどういう状況に、この地区もならないとは限らないわけですから、それらに向けて、今、課長がおっしゃるように、秋には皆さんがにこにこして、いい車を買ったとかという状況に農家になっていただきたいなという思いですので、その辺、何かの集まりがあったり、先ほどの話と一緒に、理解を求めるようなことで、改良区にも頑張っていただけるようお願いしたいと思っていますけれども、市長、最後にお話することがありましたら、よろしくお願いします。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） やはり水は大変大事なことです。議員おっしゃったように、私も五十数年前、地域の農家の方々が水の取り合いということでトラブルに発展したとい

うことは、私はまだ学生でしたけれども、目の当たりにしてございます。

というのは、私の家のところが分岐点なのです。どちらに水を多くやるというのがあって、ただ、田植えの時期というのは一緒ですから、平等にきちんと水が行くように整理はするのですけれども、どういう訳か朝になると数量が変わっているということがあって、そしてトラブルに発展するということが、私も小さいながらに、そういうものを覚えている状況であります。

ただ、基盤整備が進んで、そしてまた水路が進んで、ダムができてという状況では、それはかなり解消されたのかなという思いがあります。

しかしながら、特に上磯ダムに関して言えば、もう10年、20年ぐらい前から、入ってくる水が少ないということで水不足が起こってございます。これは、やはり降雪量の問題と、雪解けの時期がかなり早まってきた。それから、ちょうどこの時期に適度な雨が降らないという状況が非常に長く続いておりまして、農家の方々は今年も多分苦労していると思います。

ただ、私も先週の土、日、田んぼの状況を見てきました。多くの農家の皆さんは田植えをやっていましたし、中には、どうしても水の入りが悪いとかといった、苦労されている農家もいらっしゃいます。

ただ、10年ぐらい前、その頃というのは、掛け流しというのですか、水を入れて尻から流れているといった農家も結構見受けられたのですけれども、先週、土、日に見た限りでは、今、そういう農家というのは全くないです。非常に大事に水を使っているなと思っています。

ただ、近年、例えば普通に田植えを行う作業もあれば、乾田直播という作業もあります。そうすると、水を使うタイミングに少しずれが出てきます。それによって、なかなか水が入りづらいといった課題もあるのかなと思っています。

ただ、上磯土地改良区にしてみれば、本当に改良区の皆さんは一生懸命水の管理をしていただいて、そしてまた、組合員にもきちんと通知を出していただいて、非常に丁寧な水の管理をしていただいているという思いであります。

しばらくは、この工事が終わるまでは、上磯ダムの水不足というのはしばらく続くのですけれども、その間、改良区の皆さんには今までどおり、非常に丁寧な対応をしてくださっていますので、続けていただければなという思いであります。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 宮川勇君。

○14番（宮川勇君） ありがとうございます。今、市長おっしゃるとおりでございますので、先ほども言ったように、モラルとか、思いやる気持ちがあれば何とかなると私は思っています。ないものはどうやっても、袖を振れないという言葉もあるように、お互いに言葉に出して、相手と意思の疎通をすることが一番大事だと私は思いますので、その辺も含めて、これまで農業支援というのは、国も含め市も含め、様々な関係機関の皆さんの協力でいろいろな方向になってきていることは事実でございますので、あとは、本当に楽しく、健康で頑張って収益を上げて、喜んで市税でも道税でも納めていただけるようなことで、営農をしていただければ有り難いと思う次第でございます。

最後に、この質問はこれで終わるのですけれども、昨年、暗渠の関係で質問をさせていただきました。その後どういう状況に、今現在あるのか、もし差し支えなければお話をいただければ有り難いのですが、よろしくお願いします。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） お答えいたします。

北斗市農業機械等導入支援事業補助金におきまして、要件緩和を追加させていただきまして、暗渠整備事業も対象とさせていただきます。

ました。

今年の4月に、1回目の農業機械等導入事業補助金の申込みをしたときに、数軒の農家から申請したいということで手が挙がってきました。その後の事務スケジュールと、本人たちの望んでいる暗渠工事のスケジュール、工事を行う事業者とのスケジュール、ほかの業務等も入っているものですから、その辺の都合が、タイミングが合わず、今回については、春先の暗渠整備事業に関しては一度断念したという経緯がございます。

しかしながら、一度募集したところ、予算も若干余裕がございますので、2回目要望という形で要望を取らせていただきまして、施工業者としては、冬期施工できないかという話もございますので、冬期施工でやっていただいて、来年の春に向けて暗渠整備をきちんと整理しておくという形のスケジュールで臨んでもいいという農家がいるのであれば、ぜひ申請を上げてもらえればと思いますので、その辺はもう一度きちんと丁寧に、農家に御案内するときに説明したいと思ってございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 宮川勇君。

○14番（宮川勇君） ありがとうございます。

課長、今、農地の貸し借りとか、売り買いも含めて結構動いているのかなと思うのです。仮にどなたかが、どなたかの圃場を、畑でも田んぼでも買ったときに、状況に応じては暗渠をやらなければいけない。やりたくても、その人がどういう計画を持っているかも含めて、1年、2年耕作して状況を判断してから、いろいろな考えに発展するのかなと思ったりするのですけれども、その辺も含めて、この事業は何年ぐらい先までお願いできるものなのか、その辺を教えていただけますか。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） お答えいたします。

何年先というところに関しては何とも言えないところでございまして、農家から要望がある限りは、私ども農林課としては予算として計上していきたいと考えてございます。さらには、ほかの事業等について、こういうのがどうだろうかという要望があれば、その都度考えていきたいなと思ってございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 宮川勇君。

○14番（宮川勇君） できれば農家、私も含めて、計画書みたいなの、もしやる予定の考えがある人に関しては前もって、例えば2年後にやりたいとか、いろいろなことの意見交換をしていけるような状況にあればいいのでしょうけれども、いきなり手を挙げて、いきなりお願いして、業者の都合が悪いから、いいからとか言われても、これは行政としても困るので、その辺、課長のほうで知恵を出してといっても、毎度毎度受益者にその都度手紙を出すというのも経費のかかる話ですから、ある程度、希望がありそうな方々、農業機械も含めて、同じような案内の中に文書と一緒に入れてあげて、それで再確認していただくということの案内、池田市長の任期があと3年あるわけですから、池田市長の任期がある間だけでも継続していただければ有り難いと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） お答えいたします。

生産者への周知に関しましては、今は手紙で、農業機械事業につきましては、認定農業者が対象という形になってございます。私ども北斗市の認定農業者は200名弱という形になってございます。

今、農協でJAコネクトということで、手紙を送らずに携帯に送るアプリがございまして。こちらは今現在、農協と連携しまして、認定農業者の更新の際には必ずJAコネクトに入っていて、農林課としても、今後、郵便代が結構高騰しているということも

ございますので、できれば認定農業者の方だけでも、全員JAコネクトに入っていて、そちらで御案内をするということで、定期的な形で案内はできるかと思っておりますので、工夫を凝らして周知していきたいなと思ってございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 宮川勇君。

○14番（宮川勇君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の質問に移ります。

一つ確認したいのですが、私がこのことを知ったのは市民からの連絡で、12月の初めでございました。その方がいわく、年内に直すのかなと思って見ていたそうです、ずっと。それで私にお話が来たのが、たしか12月2日だと思いました。私もはっきり申し上げて、冬期間だから、ちょっとまだできないのかなという思いで観察していました。それで今回、特段動きがないので一般質問させてもらったのですけれども。

7月20日頃事故が起きたときに、その後、何かの処置をしたということはあるのでしょうか、ないのでしょうか、それを教えてください。

○議長（白戸昭司君） 田本土木課長。

○土木課長（田本考造君） 宮川議員の質問にお答えいたします。

事故の報告を受けましたのは、事故者が加盟する保険会社から当時連絡を受けておりまして、その後、現地確認の上、倒壊等第三者被害が発生しないような安全確認を行っておりまして、特に街灯について手を加えるようなことは行っておりません。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 宮川勇君。

○14番（宮川勇君） それは、私は素人ですけれども、電気ですから、もしかすると事故のせいでショートしたりということもあり得るかも分かりませんよね。御存じのように、あそこは小学生の子供たちが通学する場所でもあります。別に注意喚起するような案

内を出しているわけでもない。また、ポールの周りを何かで囲んで、子供たちなり市民が触らない形で、事件・事故にならないような方策を取っているようには私には見えませんでしたけれども、その辺については、問題ないということの措置で今まで来られたのか、その辺をお知らせください。

○議長（白戸昭司君） 田本土木課長。

○土木課長（田本考造君） 御質問にお答えします。

現地の状況におかれましては、先ほどと回答が重なりますが、手を加えずに、安全確保できるという判断をしておりました。夜間の安全につきましては、近くに既設の別の街灯が立っておりまして、一定の照度が確認されておりましたので、これについても夜間の安全確保等は特に行っていない状況でありました。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 宮川勇君。

○14番（宮川勇君） それで私もポールのそばまで、目視でプレートを確認しましたら、設置したのが令和4年ですか、何月までは記憶に残っていないのですけれども。

私、中野通というのですか、一本木の通りの久根別線に出るまでに橋があります。あその橋にああいう街灯がついています。ちょっとおしゃれな、お金がかかっている街灯が。そうすると、そう簡単に鉄パイプを立てて電気をつけるというわけにはいかないのかなというのは分かるのですが、ただ、先ほど市長の答弁の中で、3か月ほどで設置できる、新しいものに取り替えられるというお話をされていました。そうすると、7月25日と仮定しても、3か月後になると、10月末ぐらいには、3か月で直せるのかなと。

それと、あのポールに関して、同じものがあの周りに何本立ってるののでしょうか、近くに。それもお知らせください。

○議長（白戸昭司君） 田本土木課長。

○土木課長（田本考造君） 宮川議員の質問にお答えします。

事故後から3か月程度の製作で、10月末ぐらいに工事できるのではないかとということですが、実際、当該の街灯は一般的な仕様と異なるデザイン、照明となっております、図面はあったのですけれども、5年前の工事となっております、どういうものなのかという製品を特定するのと、どこで製作できるのか、製作会社を探すのに二、三か月かかってしまいまして、復旧方法が確定したのが11月上旬となっております。

そうしますと、そこから3か月の街路灯の製作となりますと、冬になりますので、4月以降の工事としたところでございます。

北海道の街路事業とともに、北斗市で設置した歩道用の照明となっております、25本程度でございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 宮川勇君。

○14番（宮川勇君） 調べるのに3か月要したということですか、何かそれも。

私、なぜ本数を聞いたかということ、橋の場合だと、中野通から一本木線に出るまでの橋のところに、たしか4本でしたか6本でしたか、ちょっと背も高いし、結構おしゃれな形だったので。あそこに立っているのは、それなりに手はかかっているのですけれども、高さは4メートル50センチぐらいでしょうか、目視で見た限りでは。

あまり格好のいいものではないわけです、あの状態で放置しておくという、放置せざるを得ないといえばそれまでだし。私だったら逆に撤去して、新しいものができた段階で、どっちみち電気はついていなかったです、はっきり申し上げて。それであれば撤去して、市民の方、ないしはほかから来られた方も、違和感のないような格好のほうが。

市民の中には、「お金がないから直せないの」と言った女の方がいました。「そんなことはあるか、ないかは分かりませんが」と冗談紛れに私も返しましたが、実際の話、ちょっときつい話をするかもしれませんが、こういう細かいことをきち

んとされないと、市長が公約で言っている、一人一人の市民が大事だということが、だんだんおかしくなってしまうのです。ここにいるスタッフの方々は、やはり市長を補佐する立場なので、怒られる前に、怒られないようなことをするのがあなた方のお仕事かなと私は思っていますけれども、その辺、前向きに考えて、今後、なるべく時間のかからないような対応をしていただきたいというのが私の思いでございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 答弁はよろしいですか。

6 番前田治君。

○6 番（前田治君） ー登壇ー

通告に従いまして、大きく3点質問いたします。

1、湯の沢水辺公園キャンプ場への土砂流入に関する件。

ソーラーパネル設置工事が起因すると思われる湯の沢水辺公園キャンプ場への土砂流入がこれまで3回発生し、その原因が、30年確率の降雨強度で1時間当たり120ミリまで耐えられる設計となっていたが、それを超える集中豪雨があったことによることと説明しています。現状の設計では今後も起こり得ることが十分考えられます。

以下の点についてお伺いします。

（1）林地開発事業の完了検査の状況について。

（2）土砂流入防止対策の実施状況について。

2、小学校給食費無償化に関する件。

今年度より小学校給食費無償化が国の制度として開始されていますが、文科省は「子育て支援を目的として、公立小学校の児童の学校給食に必要な食材費について、国が地方自治体を支援する取組」と、制度の趣旨を述べています。

以下の点についてお伺いします。

（1）本市小学校児童のうち、直近一月以上にわたり給食を取らなかった非喫食者数に

ついて。

（2）文科省は「非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる」としているが、本市の対応について。

3、老人医療費助成制度の廃止に関する件。

市は、老人医療費助成制度の今年度での廃止を明らかにしていますが、以下の点についてお伺いします。

（1）昨年度の通院及び入院の実件数と助成実人数について。

（2）本制度を実施してきた意義と役割をどのように認識しているかについて。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） ー登壇ー

前田議員の御質問にお答え申し上げたいと存じます。

2点目の小学校給食費無償化に関する件につきましては、教育長より答弁いたしますので、私からは1点目の湯の沢水辺公園キャンプ場への土砂流入に関する件について及び3点目の老人医療費助成制度の廃止に関する件について、お答え申し上げたいと存じます。

1点目の湯の沢水辺公園キャンプ場への土砂流入に関する件についてでございますが、初めに、前田議員の御質問の中では、「1時間当たり120ミリまでの降雨に耐えられる設計となっていたが、それを超える集中豪雨による」と説明したとございましたが、令和7年第4回定例市議会での答弁におきましては、「降雨量は、1時間当たりではなく、2日間で150ミリ」と申し上げており、工事施工過程における雨水処理対策や施工管理上の課題など、複合的な原因との認識を説明したところでございます。

いずれにいたしましても、湯の沢水辺公園キャンプ場の利用に支障を来したことににつきましては、本市といたしましても重く受け止めており、現在も事業者に対し厳しい姿勢で指導を継続しているところでございます。

御質問の一つ目、林地開発事業の完了検査

の状況につきまして、これまで、令和6年9月、令和7年8月及び9月の計3回、湯の沢水辺公園キャンプ場内への土砂流入を確認しており、その都度事業者に対し、原状回復及び恒久対策の実施について強く指導してまいりました。

また、北斗市林地開発許可に関する事務処理要領に基づき、中止勧告、復旧指導及び嚴重注意を実施するとともに、恒久的な雨水対策案の提出を求めているところでございます。

しかしながら、現在、事業者から提案されている対策につきましては、大型土のうの設置など応急的な対応案が中心となっており、再発防止に向けた恒久的な雨水対策及び排水処理対策には至っていない状況でございます。

このため、本市といたしましては、林地開発区域内において、降雨時の雨水を適切に処理できる恒久的な排水・調整機能が確保され、周辺環境への影響防止が十分確認されるまでは、完了検査は行わない考えであり、事業者にもその旨を伝えているところでございます。

御質問の二つ目、土砂流入防止対策の実施状況につきまして、これまでの土砂流入事案を受け、事業者においては、湯の沢水辺公園キャンプ場内の水路のしゅんせつ、林地開発区域につながる作業道の排水整備、林地開発区域周辺の法定外水路におけるふとんかごや大型土のうの設置など、応急的な対策を実施しております。

また、農林課及び土木課を中心に現地確認を行いながら、法定外水路への流入抑制対策や復旧方法について、事業者へ必要な指導を行っているところでございます。

しかしながら、その後も湯の沢水辺公園キャンプ場への土砂流入が発生していることから、単なる原状回復にとどまらず、林地開発区域内で雨水を適切に処理するための恒久的な排水処理対策及び流出防止対策について、継続して検討・実施するよう求めています。

ます。

林地開発許可権者である本市といたしましては、引き続き恒久的な土砂流出防止対策が完了しない限り、林地開発の完了は認めないという姿勢で事業者への指導を継続してまいります。

3点目の老人医療費助成制度の廃止に関する件についてでございますが、本市の老人医療費助成制度は、旧上磯町において、昭和47年1月より、70歳以上を対象とした老人医療費の無料化を実施したことに始まっております。

その後、国による老人保健制度や後期高齢者医療制度の創設、北海道の補助制度の見直しなど、高齢者医療制度を取り巻く環境が大きく変化する中で、本市では制度内容の見直しを行いながら事業を継続してまいりました。

具体的には68、69歳の方を対象として、70歳以上の方と窓口負担額を同等とするよう医療費助成を行ってきたほか、窓口負担額の一部につきましても助成を実施してまいりましたが、令和4年度より、新たに68歳になる方への助成を終了しております。

また、窓口での一部負担額の助成につきましては、昭和58年の老人保健制度創設に伴い新設された医療費の定額負担分を助成し、無料化を継続する目的で、旧上磯町において、68歳以上を対象に実施したことが始まりとなっております。

なお、道内の他自治体においても同様の制度を継続している市町村がございましたが、令和6年度に1自治体が制度を廃止したことにより、現在、北海道内において同様の制度を継続している自治体は本市のみとなっております。

御質問の一つ目、昨年度の通院及び入院の実件数と助成実人数につきまして、通院の実件数は6万5,429件で、実人数が3,467人、入院の実件数は1,526件で、実人数は647人となっております。

御質問の二つ目、本制度を実施してきた意

義と役割をどのように認識しているかにつきまして、本制度は、先ほども申し上げましたとおり、国により創設された老人保健制度における定額負担金を助成し、実質的な無料化を維持することを目的として定められた制度であり、制度を利用された高齢者の医療費負担の軽減に一定の役割を果たしてきたと考えております。

一方で、制度創設当時と比較いたしまして、医療機関の窓口での支払いが定額負担から定率負担への変更となるなど、高齢者医療制度や社会環境が大きく変化しております。

本市といたしましては、市民が健康で自立した生活を長く送ることができるよう、事業の選択と集中の観点も踏まえながら、新たに高齢者サービス検討会議を開催し、高齢者施策全体の見直しを進めているところであり、本制度につきましても一定の役割を果たしてきたものと認識する一方で、制度創設時と現在の状況変化などを踏まえ、先ほど申し上げた高齢者サービス検討会議に諮っているものでございます。

今後につきましては、健康増進、疾病予防、社会参加や外出機会の増加などに重点を置いた取組を推進し、市民の健康寿命の延伸を図ることで、医療費の適正化と市民生活の質の向上につなげてまいります。

以上で、前田議員の御質問に対する私からの答えといたします。

○議長（白戸昭司君） 川原教育長。

○教育長（川原弘成君） 一登壇一

前田議員の教育委員会所管の御質問についてお答え申し上げたいと存じます。

2点目の小学校給食費無償化に関する件についてでございますが、国は、令和8年4月から小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる無償化を実施するに当たり、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として、給食費負担軽減交付金を創設したところであり、交付金の算定につきましては、給食を実施する公立小学校の5月1日現在の在籍児童数に基準額

を乗じた額が交付されることとなっております。

本市の学校給食費は、物価高騰が続く中、保護者負担の軽減を図るため、国に先駆け、令和7年8月分より、小・中学校における完全無償化を実施しているところでございます。

御質問の一つ目、本市小学校児童のうち、直近一月以上にわたり給食を取らなかった非喫食者数につきまして、アレルギーがあり、給食を食べることができず、弁当を持参している児童が1人となっております。

二つ目の非喫食者に対する市の対応につきまして、5月21日付の北海道からの事務連絡では、非喫食者に対する給付の取扱いについて、重度のアレルギー、不登校などを非喫食者の対象とすること及びその対応例として、食材費相当の金銭または現物給付などが示されたことから、現在、本市における非喫食者に対する支援策を検討しているところでございます。

また、令和7年8月からの学校給食費完全無償化に併せて創設した市外小中学校児童生徒給食費軽減事業補助金において、現在対象としていない学校給食がなく、弁当の持参などを行っている児童生徒の保護者に対する支援についても、子育て支援の観点から支援を行う方向で検討してまいります。

以上で、前田議員の御質問に対する私からの答えといたします。

○議長（白戸昭司君） 暫時休憩いたします。

再開は11時20分頃といたします。

（午前11時03分 休憩）

（午前11時20分 開議）

○議長（白戸昭司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

種田選挙管理委員会委員長から早退する旨の届出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

前田治君。

○6番（前田治君） それでは、再質問させていただきます。

湯の沢水辺公園キャンプ場の件ですけれども、先日の会派協議のときに、市長と副市長も現地を確認されたというお話を聞きました。実際に市長は現場に行かれてどんな感想を持たれたか、お知らせいただければと思うのですけれども、現地の様子はどうか。私は行っていないものですから、よろしくをお願いします。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） 現地に行ってみりました。開発した地域の排水状況を見たときに、やはり貯水池といったものは必要だろうという判断をしております。

それと、あの沢というのは、両側から、山の水が集中する沢なのです、よく見たら。このようなことを言えばあれなのですけれども、多分ふだんから、強い雨が降ったときにはかなりの量の水があつた沢に来るだろうという予測をしています。そして、そこに開発されたということで、水の浸透が以前より、どうなっているのかという不安な状況もありました。先ほど申し上げたように貯水池なり水路、それから、水が浸透するようなことは必要だろうという見方をしてございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 貯水池という話を聞いて、かなり大がかりなものになっていくのかなという感想を持ったのですけれども、私は、自然エネルギーがどんどん拡大していくというのは非常に賛成で、やはり地球に、環境に優しい、持続可能なエネルギーというのは未来の地球にとっても非常に大事なものだと思っている。そういう点でいくと、今回は非常に残念な状況だと感じています。

そういう点でいくと、残念ですけれども、環境を破壊されるというのは許されないことなので、そういう立場で質問させていただくのですけれども、あそこは立入禁止の標識が

ないので、行こうと思えば行ける場所で、私も最初は行こうと思ったのですけれども、1人であつた山へ行くのは、熊も心配なので、びびって行かなかったのですけれども、私の知人で道路建設の関係をやっている専門家がいて、その人が行ってみたいみたいです。車で登って、結構険しい斜面だったらしいです。そのときの感想が、道路脇には土のうがあるけれども、あれはあまり役に立たないのではないかという感想とか、それから、浸透ますが目詰まりしている状態だとか。これは、大雨が降ったら再度来るなというのは率直に感じたようです。

グーグルアースを見ていない方がいたらぜひ見てほしいのですけれども、グーグルアースで見たらびっくりするのです。物すごい、斜面に2万2,000枚の太陽光パネルが張りついて、直下にキャンプ場があると。そういう感じの作りで、立体的に見えるのです。グーグルアースのあの状況を見たら、これは大変だなというのをグーグルアースからも感じ取れました。

そういう点でいくと、恒久的な対策を求めるということで、貯水池の関係も含めて、それらも含めた対応を市は求めているということでもいいのか。そういうことで、指導に対する業者側の今の時点での反応というか対応というか、やろうとしているのかどうかを含めて、その辺の現状を詳しく教えていただければと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） 先ほどの答弁につけ足させていただきたい。貯水槽と私は言ったのですけれども、いわゆる排水が調整できるような機能、そういったものが必要だろうと感じてございます。

それから、もう一つ申し上げれば、議員、再生可能エネルギーは必要なものであるというお話をされました。私もそう思っています。

ただし、今回の場所に関しては、私は、あそこを木を切ってまで太陽光をやるというこ

とに関してはいかがなものかと、否定的な話をさせていただいたところであります。

しかしながら、法律上、書類がそろっていれば許可を出さざるを得ないという状況であります。しかしながら、業者には、そういった私の思いというのですか、再生エネルギーは否定しないけれども、木を切つてまで、そもそも木があることによってそれは担保されるわけですから、それを切つてまで、そういったものを作ることにしては、私は、好ましくないよということをはっきり申し上げております。そういうことだけは御承知願いたいと思います。

あと、担当から答弁させます。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

林地開発につきましては、恒久的な対策、土砂流出防止対策等が完了しない限り、完了検査を実施する状況ではないということは、再三事業者には伝えておりまして、事業者のほうから先週メールがございまして、近日中に恒久的な対策案を提出させていただきたいということで御連絡をいただいているところでございます。

今後、恒久的な対策案というものを、私たち農林課だけだと、技術的な部分もございしますので、建設部等にもお願いして、一緒に資料を見ながら、それが本当に恒久的な対策なのかと、これできちんと整備ができるのか、水処理というのがきちんとできるのかどうかというのをきちんと精査した上で、事業者には、その工事の内容で進めてくださいという了承、同意をしたいなと思ってございます。まずは事業者から来る案を今現在待っているところでございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） その案がどんなものかということが重要になってくると思うのですけれども、私は、今、市長が言われた、木を切つてまでという、私も全く同感です。抜本

的な対策完了まで林地開発完了を認めないという点では、市の毅然とした対応には評価したいなと思っています。

確認なのですけれども、林地開発完了が認められない限り、発電事業は開始できないということでもいいのですよね。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） お答えいたします。

林地開発許可につきましては、許可内容に基づく工事が完了し、防災施設等を含め、必要な機能が確保されていることを確認した上で、完了検査を行うという形になってございます。

現在、本市にいたしましては、恒久的な土砂流出防止対策が完了していないことから、完了検査を実施できる状況ではないという認識でございますので、したがって、林地開発が完了しない限り、当該事業は、開発工事中の状態でありまして、発電事業への移行はできないという認識でございますし、万が一、先に発電事業に移行したということであれば、これは法令遵守に違反しているということになりますので、F I Tの取り消し等も、事業者のほうにペナルティを受けるという形で考えてございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 資料を見ましたら、開発許可期間、私は素人なので分からないので教えてほしいのですけれども、開発許可期間というのが令和8年12月31日、今年の年末までになっています。もし林地開発完了と開発許可期間との関係が、例えば開発許可期間内に林地開発完了に至らない場合も考え得るかと思うのですけれども、その場合というのは、開発許可期間が延長されていくのか、そこで打ち止めになっていくのか、その辺は、素人なので分からないので教えていただきたいと思います。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） お答えいたします。

す。

工事が期間内に完了しない場合には、事業者から工期延長に関わる手続が必要となります。市といたしましては、工事の進捗状況や防災対策の実施状況などを確認しながら対応することとなりますので、工事の期間延長の申請が出てきたのであれば、恒久的な対策をする案だったり、工事スケジュールだったり、それに伴う恒久的対策の抜本的な根拠というものをきちんと示してもらって、工期延長を認めるという形になります。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） もし恒久的な対策が不十分だと、仮に出てきた場合は、これは承知できないということで、延長も認めないということもあり得るということなのですか、その辺お知らせください。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、恒久的な対策案が不十分であれば、工期の延長ということは認めることはできませんので、一度工事の停止等をしてもらうような形になると思います。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） そうしますと、もし開発許可期間の延長を認めないということになると、工事自体はストップというのですか、開発自体ができなくなってしまうのか、発電事業自体が駄目になってしまうのか、その辺の流れといいますか、教えてください。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） お答えいたします。

開発許可期間が令和8年12月31日ということで、今現在でも完了が12月31日に終わられるかどうかというのは、もう既に分かっているはずだと思うので、恒久的な対策ができていないというところと、まだ蓄電池等の作業が残っている状況ですから、本来で

あれば、今現在、事業者からは工期期間の延長ということをお早めに出してもらって、工期期間内の間で工期期間延長という形をかける形になると思いますので、それまでには、恒久的対策案というものを一度出してもらって、多分1回で終わらないと思います。何回か出してもらってという形になりますので、その辺の精査の時間をかける形になりますので、きちんと出してもらうというのがまず一つと。

事業者に関しましては、工期期間が、恒久的対策案がこれだと不十分だという形になったときには、またそれについての改善という形にはなるかなと思います。現在のところ、事業者等に確認したところ、ここで発電事業を中止するということは、現在は考えていないということでございますので、きちんとした恒久的な対策案をこちらに示して、双方合意の下で事業を進めてもらうという段階に進んでいくという形になります。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 分かりました。どちらにしても慎重に、しっかりと対応していただき、現在もしていただいていることが分かりましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

仮の話ばかりで申し訳ないのですがけれども、前に同じような質問をしたときに、部長が答弁していただきましたけれども、そのときに、開発が完了するまで市に監督責任があるということで、市の指導に従わない場合は、中止勧告なり中止命令、刑事告発、重い処分を下していくのだという強い答弁がありました。もし恒久的な対策ができたという判断の基に、完了検査が終了すれば、その時点で市の権限はなくなるということなのでしょう。仮に、その後も、昨今の豪雨とかを含めた、予想もつかない災害が起こり得ることなので、その場合に、仮に完了後、何年か後になるかもしれませんが、土砂流入とかが起きた場合は、市としては、一度完了を認めて

しまうと、市としての権限というのか、その辺はどういうふうになっていくのでしょうか。全くなくなってしまうのか、その辺りを教えてください。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） お答えいたします。

林地開発許可制度に基づく指導監督につきましては、開発工事に完了し、完了検査を終えた段階で終了するという形になってございます。

しかしながら、完了後におきましても、関係法令に基づく管理責任は事業者側にあるのはもちろんのことでございますので、施設が原因となって、周辺へ被害を及ぼした場合には、その内容に応じまして、関係法令に基づく対応が行われるものと認識してございますし、我々も恒久的な対策案が示されて、恒久的な対策を施工し終わったと言って、終わってすぐに完了したと認める考えはございませんでした。

というのは、やはり雨が毎年秋に降りますし、降っているというのが毎年の現状でございますので、実際に雨が降って、きちんと対策が、施工した内容が十分効果を得ているのかどうかというところを見極めてからでないと、完了検査を早々に認めるということではできないのかなと思いますので、その辺は慎重に完了検査のほうは、最後、認めていきたいなと思ってございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 今のお話ですと、完了検査を認めるということになるのは、年内の話ではなくて、数年単位でかかる可能性があるという、実際に雨が降ってどうなるかということ、実際に見てみないと分からないということを含めていくのであれば、そういう考え方で進めているということでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） お答えいたします。

やはり鍵となるのが、毎年降る、夏過ぎからの台風で降る雨のところが一番鍵になるかなと思いますので、その前に恒久的な対策案等が示されて、工事に着工して、それが終わっているのであれば、今年の秋の状況をまず見ないと駄目ですし、それが翌年まで延びるのであれば、その次の年まできちんと確認する必要があるかなと思ってございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 分かりました。

この資料を見て私もちょっと気になっているのがありまして、事業者なのですけれども、令和2年10月当初の許可が、株式会社JISSとか東空株式会社が同年の11月には合同会社IJCソーラー1号、令和5年5月にはCES北海道1太陽光発電所合同会社というふうに事業者がどんどん変わっているのです。普通考えるには、事業者は、太陽光発電を目指そうというわけだから、最初から同じ業者がやるのが普通ではないかと思ってしまいますけれども、頻繁に事業者が変わるというのはどういうことなのでしょうか、問題がないのか不安を感じるのですけれども、その辺り、もし見解があればお知らせください。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） お答えいたします。

林地開発許可に関わる事業主体の変更につきましては、森林法に基づく所定の手続が必要となりますので、承継届という形になりますが、それを出してもらう形になります。

本件につきましても、事業者変更の都度、必要な届出等が提出されておりまして、本市において内容を確認しながら対応しているところでございます。

本市として重要と考えておりますのは、事業者がどこというよりも、許可条件及び防災措置等が適切に履行されていることであると考えておりまして、現在の事業者でありますCES北海道1太陽光発電所合同会社に対し

ましても、引き続き責任ある対応を求めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） これだけ変わっていくと、またどこかで変わってしまうのではないかという変な心配もしてしまう。そうすると、対応が非常におろそかになっていくのではないかという心配をしているところです。

我が家では毎年のようにキャンプ場に訪れて、テントを張って楽しむのですが、5月にも行ってきました。ちょうど桜のきれいな時期です。そのときに例の小川を見ました。水が流れるようになって、まだきちんと元どおりにはなっていないけれども、それなりに水が流れていて、道路縁では小魚も泳いでいるのが見えたので、きっと数年単位で見えれば、きちんと復元されていくのかなと思ってほっとしました。

ただ、あそこには子供たちが入れない状態になっているので、早く子供たちが行って遊べるような環境になって、そういう状態になってくれることを願っているところです。

この問題の最後になりますけれども、市民から寄せられた質問ですから、お聞きしたいのですけれども、あれだけの広さの面積に太陽光パネルが張られている。当然そこは将来草が生えてくるだろうと。草が伸びていくとパネルに、発電に影響があるということになり、伐採することになるだろうと。そうすると除草剤を大量にまくということが起きないのかという心配の声。つまり、手でやるよりは、除草剤のほうが早いですし、そうした場合に、直下にある茂辺地川のほうに水質の悪化をもたらすことはないのかという素朴な、率直な心配の声がありました。それについては、市としてはどういう対策、対応ができるのか、しているのか、しようとするのかを、もしあればお知らせいただきたいと思います。

○議長（白戸昭司君） 野津農林課長。

○農林課長（野津功君） お答えいたしま

す。

林地開発許可制度におきましては、開発に伴います土砂流出や濁水の発生を防止しまして、周辺地域への影響を及ぼさないよう必要な防災措置を講じることが求められております。

現時点においては、現在まだ完成していませんので、除草剤の使用においても禁止、河川や周辺環境に影響が出ているという報告はございませんが、事業者におきましては、関係法令を遵守しながら施設管理を行うことが前提でございますので、周辺環境の保全は重要であると認識してございますし、今後また事業者とも打ち合わせ等をさせていただきます。その中での維持管理方法等に関しては、私どもも事業者とお話したいと思っていますし、まだ完成していない状況なので、どのような維持管理をしていくかというのは、まだ聞いていない状況でございます。

ただ、除草剤をまくことによりまして草が枯れます。そうすると、もともとの草、せっかく生えた草、根が張るという形で、それが山を守る一因にもなっております。そこにあえて除草剤をまくということはいかかなものかというのが私の個人的な考えでございますので、きちんとした草刈り、管理する形で、あれだけの面積に除草剤をまくというのでもかなりの値段がかかるかなと思いますので、それであれば自分たちできちんと管理をしていくというのがベストではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 今、課長のお話を聞いてほっとしているところです。ぜひそういう方向で指導といいますか、協議を進めていただきますようよろしくお願いします。

続きまして、給食費の問題です。

私は、国が行っている学校給食費の抜本的な負担軽減、全ての児童にしっかりと行き渡らせる、届ける、基本理念の一つとして、こども基本法という法律があります。それがう

たわれていると思っています。

こども基本法というのは、2023年4月に施行されたものですけれども、六つの基本理念から成り立っていきまして、その一つが、全ての子供は大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

二つ目が、全ての子供は大事に育てられ、愛され、保護される、権利が守られ、平等に教育が受けられることとうたわれています。

学校に行っている児童も、不登校になっている児童も差別されることなく平等に教育が受けられることを大切にしながら学校教育が進められていることは十分理解しております。本市においては、それがしっかりされていることは理解した上で、お聞きしたいのですけれども、先ほどの答弁の中で、給食の非喫食者の関係の中で、児童の中で、アレルギーのために、1人の分を除いた全ての児童の給食を作っていると聞いたのですけれども、不登校の子の分も給食を作っていることで間違いはないのでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 加藤学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（加藤聡君） 前田議員の御質問にお答えします。

給食につきましては、前月に各学校から報告される配食予定数量で確認して配食している状況でございます。その中で給食が要らないといえますか、お弁当で対応している方を除かれた状況で配食しているものでございます。

また、今御質問にありますとおり、不登校についてという部分になるかと思えますけれども、センターとしましては、いつ登校してもその子には給食が当たるようにという状況で配食をかけておりますので、非喫食者とはしないという考え方でおります。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 今言われる内容は理解した上での話なのですけれども、現実には、昨日も質問の中で、小学校の不登校の数も結

構いらっしゃるということは分かっていて、中には、不登校の基準というのは、30日以上学校に来ない状態が続けば不登校という扱いをされているということだと思うのですけれども、だとするならば、不登校の子というのは、少なくとも30日は来ていないわけですね。もしかしたら2か月、3か月あるいは1年とか来ていない子もいらっしゃるけれども、来ていないけれども作っているということですね。

そうすると、今説明された内容は分からないわけではないのですけれども、このことによって、不登校の子に平等に、現実には、平等に給食が渡らないということが起きてしまう。つまり、学校に行けていないわけですから。学校では用意しているけれども、学校に行けていないということは、実際に給食は受けていない状態が続くわけです。それは果たしてどうなのかと私は思うところなのです。

先ほど教育長の答弁の中でも、現在検討しているということなので、ぜひ前向きに検討してもらいたいという前提でお話するのですけれども、文科省の制度の趣旨の一つに、先ほど説明がありました子育て支援ということがうたわれています。

私も実際に不登校の子を抱える保護者の方からお話を聞いたのですけれども、特に小学校低学年の児童が不登校になると親も働けなくなる。つまり、家を離れられなくなる。大きくなっていけば1人でも家にいられるのでしようけれども、働けなくなると収入、経済的に非常に大変になってくるということもあるということを聞きました。

これは、何か方法を考える必要があるのではないかとということも含めて、給食センターの現場は、学校から数字がくれば、それによって作るという流れなのですけれども、結果として、不平等という言い方では決していないのですけれども、用意しているわけですから。ただ、実際に不登校が固定化といいますか、長期化している子にとってみれば、親御さんにとってみれば、やはり救済してほしい

という思い、あるいは救済してあげたいという思いがあると思うのですけれども、その辺は、教育長、どんなふうに判断といいますか、考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 川原教育長。

○教育長（川原弘成君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

不登校と一言で申し上げても、例えば10人いれば10人の形態が違って、ずっと来られないお子さんもいれば、来たり来なかったりという方もいらっしゃいます。

例えば、不登校の方に給付しますという制度をつくったと仮にしたときに、来られない人、全ての額、8割の人はどうするのか、そういったものもあります。

あるいは、先ほど議員がおっしゃったように、不登校、30日という区切りがございすけれども、例えばインフルエンザとかで休まれた、骨折して入院された、それが29日だった、その方はどうするのかという、そういった線引きが非常に難しい部分があります。

なぜ不登校の方の分の給食を用意しているかという、不登校の中でも給食だけを食べて来る子も中にはいらっしゃったり、献立表は各御家庭にお配りしてしまして、この給食だったら食べに行きたいという方も中にはいるかもしれません。そういったことも含めると、やはり給食を作って、学校に来ていただきたいという思いがありますので、そういった部分を含めると、やはり不登校については、給食を作るということを前提としながら、給付という考えではなくて、給食を作ってあげるという思いで考えているところでございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 教育長の言われることは十分、難しい問題です。様々なケースがあるので、私も一律にそうすべきだという主張ではなくて、いろいろなケースがあるので、そこは、先生方と保護者とじっくり、一人一

人と話をさせていただいて、何ができるのか、どういう形がベストなのか、親御さんは何を望んでいるのか、丁寧に聞いていただいて、その中で、来たい子の分の給食が無駄になるわけです。無駄になると言えばおかしいですけれども、それはやはり全ての子供たちに行き渡る対策を講じてほしいなと思うのです。

とにかく国は、5月1日現在の在校児童の数だけ食材費を交付するわけですから、それが全ての子に生かされるという大原則を大事にさせていただいて、その上で、できることは何なのかということを、ぜひそういう観点で進めていただきたいと強く思うのですけれども、その辺もう一度、方向性を含めて、よろしくをお願いします。

○議長（白戸昭司君） 川原教育長。

○教育長（川原弘成君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、まずは、私も給食をつくって、学校に来ていただきたいという思いが一番強いというところでございすので、食材がもったいないからといったときに、その子が突然学校に来ました。給食は食べられませんと、それはよろしくないと考えておりますので、そういった部分でいくと、給付よりは、作っていくということがそれぞれの支援につながるのかなと考えておりますので、そういった部分で、まずは、給食費については、アレルギーで全く食べていない、弁当をお持ちしている子の支援を優先して考えているというところでございます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） 非喫食者、いわゆる学校給食の設置者というのは私でありますので、私の考え方もお知らせしたいと思います。

議員御承知のように、北斗市は保育園、幼稚園、小学校、中学校、去年の8月から全て完全無償化ということになってございます。

加えて、そのときに初めて分かったのですけれども、市外の学校に通っている生徒もい

る。そういう生徒も北斗市の子供ということで、これも対象にさせていただきました。

ただ、残念ながら、今回質問があったアレルギー、そういった生徒が実際にいらっしゃるというのは、実は私の耳には入っていませんでした。そういうものがもしあったとすれば、当然その子も何らかの形で支援していかなければならないという思いは当然ありました。だからこれは、今後きちんとそういう支援をしていく。

それから、不登校の生徒の分も、これも実は私の指示で、きちんと用意しなさいということをしていただいております。しかし、保護者のほうから、うちは要らないからということがあれば、それは保護者の意向ということで、それをきちんと受け止めています。

やはり不登校の子供たちにはなるべく、できる限り学校に来ていただきたいという思いがあります。今、教育長が言ったように、給食だけを食って来る子供もいらっしゃいます。献立表を見て、これを食べたいという人もいます。私はそれでもいいと思っているのです。とにかく学校にさえ来ていただければなという思いがあって、いつ来てもいいよという思いがあって、給食を用意している状況であります。これは設置者としての私の考え方です。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 市長の言われることも非常に理解できますので、これは本当にデリケートな問題でもあるので、私は、この道しかないというつもりで話しているわけではなくて、いろいろ大変な中で、何とかいい方向を探っていただきたいという思いでの質問だということで御理解ください。

3点目に行きます。老人医療助成の廃止についてです。

2月の会派協議のときに、老人医療助成費制度の廃止を検討する理由というのが出てきました。4点ありました。

制度開始から50年が経過し、高齢者医療

を取り巻く環境が大きく変化した。二つ目が、申請主義の制度であることから、窓口に来られない方などもいることから、不公平感を生じさせている。三つ目が、令和4年度から新規の対象者を廃止したことにより、制度の使用状況に不公平感が生じている。四つ目が、令和4年度の北斗リノベーションプロジェクトにおいて、制度の廃止を検討すべきとの提案があった。4点、廃止に向かう理由を述べています。

私、根拠が弱いなと正直思っていました。例えば1番目の、50年経過して、高齢者医療を取り巻く環境が大きく変わった。そのとおりです。ただ、この制度の趣旨は、医療助成なのです。病院にかかる高齢者の人たちの負担を少しでも軽減しようとする市の基本的な姿勢ですから、医療情勢がどう変わろうが支援していくというスタイル、その方針がしっかりしていれば、それを理由にやめるといっているのではないのではないかというのが一つ。

それから、三つ目の令和4年度から新規の対象者を廃止したことにより、制度の使用状況に不公平感が生じている。私、令和4年度のときの改定には反対していました。反対討論も行っているの、特に感じているのですけれども、使用状況に不公平感が生じているというのは、これは市民がつくったのではなくて、不公平感をつくったのは市なのです。つまり制度、新しく68歳以上になる人たちには助成しませんという、そういう不公平をつくったのは市民の側ではなくて市なのです。それも含めて、それを理由に廃止するというのは、これも理屈が合わないのではないかと思いますけれども、無理な感じがするのですけれども、その辺りはどういうふうに考えられておられるか、お知らせください。

○議長（白戸昭司君） 昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時頃といたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時00分 開議）

○議長（白戸昭司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤国保医療課長。

○国保医療課長（佐藤徳男君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本制度は高齢者の医療費負担軽減を目的として実施しているものであり、助成を受けている方々にとっては、現在でも医療費負担の軽減につながっているため、長年にわたり高齢者福祉の向上に一定の役割を果たしてきたものと認識しております。

一方で、先ほどの市長からの答弁にもありましたとおり、本制度が創設されてから50年以上が経過する中で、窓口で支払う一部負担金が定額負担から定率負担へと変更になったり、病院の窓口で薬を受け取っていたものが、医薬分業の進展による医薬局負担の増加など、高齢者医療制度や社会環境は大きく変化しております。

また、令和4年度の制度改正につきましては、当時から将来的な制度の在り方を検討する中で、既に制度を利用している方々への影響に配慮しながら、段階的な見直しとして実施したものでありますが、その結果として、同じ世代間でも対象となる方と、ならない方がいらっしゃることは事実であると認識しておりますので、今回の制度の見直しにつきましては、会派協議の際に検討理由としまして、高齢者医療制度や社会環境の変化、制度利用の実態や世代間の不公平感、また、北斗リノベーションプロジェクトからの提言など等をお示ししましたが、その次の段で、給付から予防へということで御説明させていただいておりますが、今後の高齢者施策について、現在のように、医療機関にかかってから医療費を助成するというのではなく、そもそも医療機関にかかることを減らすことを目指して、健康増進や疾病予防、外出機会の増加や社会参加の促進などを含めた、新たな高齢者施策を検討する中での見直しを行っております。

そこで、今回新たに高齢者サービス検討会議を開催することとなりましたので、その中で、新たな高齢者サービスについて検討していただくこととなっております。

以上であります。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 説明は分かりましたが、そこは平行線になる部分であるので、これ以上お話ししないのですけれども。

ただ、入浴券の検討を求める声というのはもともとたくさんあります。使えない人がいるとか、そういう点では、もっと使いやすい制度にしてほしいという、タクシーとかバスとかにも使えるようにしてほしいとかという声がいっぱいあった中での今回の高齢者サービス検討会議という形になっていったと思うのですけれども、ただ、ここで言う医療助成とか運転免許証の返納というのは、変更を求める声というのはないのです。ないものをなくするという、結果的にそういうことになる。制度自体を広げるのか、なくするのかは今後の話ですけれども、ただ、医療助成自体がなくなるということなので、受益者の理解を得られるかは私は疑問が残ると思っています。

その上で、今、市が進めようとしている高齢者サービスの検討なのですけれども、令和6年度の決算からすれば、高齢者ふれあい入浴券にかかった経費が約1,216万円、それから老人医療助成にかかった経費が約3,369万円、運転免許証自主返納にかかった経費が142万円ほど、全部で4,728万円ほどの決算になっているのですけれども、この財政規模での新たな高齢者サービスを検討しているというイメージでいいのでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 池田保健福祉課長。

○保健福祉課長（池田貴史君） 前田議員の御質問にお答え申し上げたいと存じます。

前田議員御指摘のとおり、今、高齢者サービス検討会議ということで、先ほど国保医療課長から申し上げましたとおり、今後の効果

的な高齢者サービス、どのような形ができるのかというのを検討させていただいておまして、御指摘のとおり、現行事業の組み合わせですとか見直しですとか、統廃合といったものも含めて、選択と集中という視点を持ちながら検討していきたいと考えてございます。

その上で、現在、新たな事業というものに対しましては、どういった内容になるか、まだ検討を進めている段階でございまして、大枠で事業規模等々も含めまして、それを受けて、内容の検討と併せて進めていきたいと思っておりますので、今後そういった部分が見えてくるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 会派協議のときの説明によると、入浴券のほかに、バスやタクシーなども利用できるように範囲を広げていくということなども説明されています。範囲が広がっていくのはいいと思うのですけれども、問題は、誰もが利用しやすい、活用しやすいものになる必要があるかなと思っているのですけれども、ただ、高齢者であっても車があって、家にお風呂がある人は、入浴券や利用、交通機関の拡充だけでは、誰もが利用しやすい制度にはなりづらいのではないかと思いますのですけれども、そういう点では、誰もが利用しやすいものにしてほしい、していくべきかと思うのですけれども、これは、今後の検討会議の中で議論されるべきことなのだと思いますけれども、市側のイメージとしては、誰もが利用しやすいものにしたいというイメージで捉えているのか、お知らせください。

○議長（白戸昭司君） 池田保健福祉課長。

○保健福祉課長（池田貴史君） 前田議員の御質問にお答え申し上げたいと存じます。

会派協議の資料等でも出させていただいた部分でございしますが、決して現在のふれあい入浴券交付事業で御支援している入浴施設の利用ですとか、例えば免許返納の方へのタクシーチケットの交付ですとか、そういったもの

のをやめていくという前提ではなく、先ほど申し上げました社会参加につながるような使い道という観点でまいりますと、入浴施設の利用というのも、もちろん目的を持って外出いただいたりですとか、地域で交流をいただく機会になるといった部分もございまして、交通機関の利用といった部分につきましても、外出機会を支援するような形にもなりますので、そういった使い道も当然想定はしておりますが、先ほど申し上げました高齢者サービス検討会議の中で、例えば民生委員、町内会の方々、老人クラブ、サロンで活動されている方などが委員に入っていておまして、その委員の皆様は、所属団体の方たち、もしくは地域でお伺いしている状況とといったようなことを、御意見を集約いただきまして、どういった形の使い道が効果的になるだろうかということで、使い道についての御意見を今、集約いただいている段階でございます。

そういった御意見を踏まえまして、今後、使い方、効果的な部分といいますか、広く使っていただける部分という視点を持ちまして、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 先ほど言いましたけれども、私は、老人医療助成制度、令和4年度に改正があったときには反対しました。今度それがなくなるということについて、反対するのか賛成するのか実は迷っています。なぜかという、新しい高齢者サービスの枠組みがどうなっていくのか、内容がどうなっていくのかによって、賛成できるのか、それで判断したいなという思いがあるのです。きっとほかの方々もそういう思いがあるかもしれません。

そうしたときに、資料によると、検討会議では、10月をめどに事業案をつくるというふうになっています。ところが、一方で老人医療費助成制度の廃止を9月の第3回定例会

でやるとなっています。そうすると、新しい制度の枠組みが見えないうちに老人医療制度を廃止してしまうということになってしまうのです。これを避けてもらいたいと思うのです。イメージが見えた段階で、これは老人医療助成制度がなくても大丈夫だと思えるような制度になっているかどうか大きな判断基準になると思うので、そういう点では、逆に老人医療費助成制度を12月に持ってくるとかを含めた、もうちょっと議員の側にも、あるいは市民にも、そういう点では、理解し得るものにぜひしてほしいと思うのですけれども、その辺の考え方。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） 老人医療費助成制度の件に関して、るる、議員からお話がありました。高齢者サービス検討会議の方向性が出る前に、条例改正云々というのはいかなものかという話があります。

ただ、私は選挙でも公約しているのですけれども、多くの高齢者とお話をしたときに、まずは、以前から話していたのがふれあい入浴券の件、それから、運転免許証の自主返納もいいのですけれども、タクシーチケットが少ないというお声もいただいております。実はそのときに、老人医療費どうですかと話もしています。

ただ、老人医療費に関して言えば、いいですねという人と、何ですかそれという人と、やはり様々な意見があったのは事実であります。高齢者の皆さんとそういったお話をしていくうちに、これは市役所が、私がどうのこうの、こういう施策をします、ああいう施策をしますというよりも、やはり関係する人たちの中で、きちんと検討していただきたいという思いがありました。本来であれば、審議会という形でもって、私が諮問して答申を受けるといった形が一番ベターなのではけれども、そうではなくて、今回は検討会議という形にさせていただいた。

そして、そのメンバーには、町内会ですとか民生委員ですとか、当然、高齢者の皆さん、

それから福祉関係者ですとかサロンの皆さんですとか、まさに高齢者サービスを担っていただいている関係者の方々に集まっていたいて、検討会議をつくらせていただきました。

5月20日に第1回の検討会議だったのですけれども、本来、そこで私が出席して、考え方というのをきちんと伝えるべきことだったのですけれども、実はその日、私はクリーンおしまの関係ですとか、それから渡島総合開発期成会の総会ですとか、そういったもののスケジュールがあって出ることができなかったものですから、それは担当部長、担当課長にお話をさせていただきます。

そういった中で、今、北斗市でやっている高齢者に対する支援とかサービスを今後どういうふうにしていくのか、できれば秋までに形として出してほしいと、いわゆる答申みたいな形で出させていただくのが一番ベターだろうと思っています。

その中で、例えばふれあい入浴券だとか、そういうものを皆織り混ぜて、例えば交通の足がないからタクシーチケットを多くしてほしいとか、いろいろな意見が出てくると思います。中には、当然医療費の話も出てくるかもしれません。あくまでも、そこから出た意見、それともう一つは、私が言ったのは、80歳でも元気な高齢者はたくさんいらっしゃるんです、今。しかし、60歳でも元気のない人もいらっしゃるわけです。そういう人たちはどうするのだという話になります。

私が目指しているのは、やはり健康寿命を延ばすような施策は絶対必要だと。それがイコール、医療費にもつながりますし、住み慣れた地域で安心して過ごせる高齢者の支援というのは何なのかというようなことを常にお話をさせていただいております。

そういった中で、検討会議から上がってきたものを私はきちんと受け止めたいと思っています。それを条例にするのか、新たな高齢者サービスの支援にするのかということは、どういう出し方が適当かというのはまた別な

のですけれども、そういった検討会議の内容を十分考慮して、尊重した中でもって、多分12月議会辺りには出せるのかなと思っています。

それは、あくまでも、さっき言った当事者、そして関係者の思い、意見をきちんと出していくということでもあります。その内容が、もしかすると議員が不満な内容が出るかもしれません。そしてまた、いい内容もあるかもしれません。それは議会の皆さんに判断していただかなければならないことだと思いますけれども、少なくとも高齢者の皆さんですとか、関係者の皆さんの意見を集約したものを出すということですので、ぜひ御理解願いたいと思っています。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 前田治君。

○6番（前田治君） 廃止条例を先に延ばしてほしいという、それについてはどういうふうに考えていらっしゃるのか。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） スケジュール的に、その時期にやらないと、要は、新たなものに移行したときに、次年度に間に合わなくなっていくのです。ですから9月には提出したいというふうに、動いています。また同じようなものが出てくるかもしれません、12月議会で。それは、さっき言ったように検討会議で検討した結果を出すということですので、御理解願いたいと思います。

○議長（白戸昭司君） 1番玉森大樹君。

○1番（玉森大樹君） ー登壇ー

通告に従いまして、大きく1点、質問させていただきます。

1 第2期北斗市地域公共交通計画に関する件でございます。

令和8年3月に、第2期北斗市地域公共交通計画が示されました。北斗市では、地域によって異なる公共交通に対する市民ニーズへの対応や、高齢化に伴う身近な移動手段確保の必要性など、様々な状況を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づ

き、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとして、この役割を果たすことが、この計画の目的とされていきました。

以下の点について伺いいたします。

（1）鉄道・バスの公共交通対策として、事業者及び利用者に対し、令和4年度から6年度に支出した道南いさりび鉄道経営安定化事業補助金、バス生活路線維持費補助金、新函館北斗駅・上磯線バス運行事業補助金、通学定期券購入費補助金の金額をお知らせください。

（2）市が令和3年10月から運行している巡回ワゴンについて、事業者に対し、令和4年度から6年度に支出した補助金の金額をお知らせください。

（3）第2期計画期間以降の想定される課題と、現時点で考えられる対応策について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） ー登壇ー

玉森議員の御質問にお答え申し上げたいと存じます。

第2期北斗市地域公共交通計画に関する件についてでございますが、市では、令和3年度から7年度までを期間とする「第1期北斗市地域公共交通計画」に基づき、望ましい公共交通網の形成に向けた取組を進めてきたところでございますが、その間、コロナ禍をきっかけとしたテレワークの普及や宅配需要の増加等、日常生活における外出状況に変化が見られたほか、人口減少に伴う成り手不足や働き方改革などにより、交通事業者が置かれる環境にも変化がございました。

これら社会環境の変化や第1期計画の評価・検証を踏まえ、関係者へのヒアリングや市民アンケートを経て、交通事業者や住民の代表者などから組織された北斗市地域公共交通活性化協議会において審議・検討し、今後5年間における市の公共交通施策の方向性を「第2期計画」として、本年3月に策定した

ところでございます。

御質問の一つ目、鉄道・バスの公共交通対策として、事業者及び利用者に対し、令和4年度から6年度に支出した各補助金額につきまして、道南いさりび鉄道経営安定化事業補助金は、令和4年度が2,543万1,734円、令和5年度が2,240万5,274円、令和6年度が2,340万8,429円。

バス生活路線維持補助金は、令和4年度が183万7,000円、令和5年度が361万3,000円、令和6年度が298万3,000円。

新函館北斗駅・上磯線バス運行事業補助金は、令和4年度、5年度、6年度、全て1,300万円。

通学定期券購入費補助金は、令和4年度が602万2,560円、令和5年度が735万500円、令和6年度が768万5,290円でございます。

御質問の二つ目、事業者に対し、令和4年度から6年度に支出した巡回ワゴン運行事業補助金の支出額につきまして、令和4年度が471万6,198円、令和5年度が718万4,059円、令和6年度が715万7,852円となっております。

御質問の三つ目、第2期計画期間以降の想定される課題と、現時点で考えられる対応案につきまして、第2期計画は、令和12年度、西暦で表すと2030年度末までの計画期間でございますが、それ以降に想定される課題といたしましては、2040年問題という社会課題にも表されているとおり、生産年齢人口の急減による、さらなる労働力不足が挙げられ、公共交通分野でも運転手不足により、これまでのバス路線を維持することが可能かといった課題が挙げられます。

また、人口減少により公共交通の利用者も減っていくことが予想されるため、現在と同じ路線、同じ本数の公共交通を維持する場合は、今まで以上に市の財政負担が生じるということが考えられます。

そして、道南いさりび鉄道は、現在の第2

次経営計画期間が2030年度までとなり、その後の運行については、まだ担保されていないといった課題に加え、そのような中、製造後40年以上が経過する車両の在り方について今から検討をしていく必要があるといった重要課題もございます。

さらに、2038年度末以降に予定されている北海道新幹線札幌延伸に関し、並行在来線区間の地元負担発生による市全体の公共交通対策経費の増加といった点も懸念の一つでございます。

現時点で考えられる対応案といたしましては、バス本数が少ないなど、公共交通環境が希薄な地域、いわゆる交通空白地への対応は、現在、巡回ワゴンやタクシーが担っておりますが、将来的には公共ライドシェアや自動運転バスの導入などを検討する場面がやってくる可能性があるほか、利用者の減少や市の財政負担等も考慮すると、公共交通ネットワークの再編や、交通に関する各種補助金などの選択と集中を検討する場面もやってくる可能性があると考えております。

そのほか、将来の道南いさりび鉄道や新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線の扱いに関しましては、市議会にもよく御相談させていただいた上で、北海道や関係自治体から成る各協議会において議論を尽くしてまいりたいと考えております。

公共交通は、人口減少や少子高齢化が続くと予想される将来においても、欠くことのできない市の重要な地域資源でございます。その大切な地域資源を未来の世代に残していくためにも、一部の者のみが恩恵を受ける「部分最適」としてではなく、市民、行政、交通事業者が「全体最適」の視点で創意工夫を凝らしつつ、第2期計画に基づき、各種公共交通施策に取り組んでまいります。

以上で、玉森議員の御質問に対するお答えといたします。

○議長（白戸昭司君） 玉森大樹君。

○1番（玉森大樹君） それでは、幾つか再質問させていただきたいと思います。

第2期、2026年、今年度から30年度までの5年間、この期間を対象とした第2期の北斗市地域公共交通計画ということで、150数ページに及ぶ非常に内容の濃い計画を示していただいて、今回じっくり中を見せていただきました。先ほど答弁があったように、利用者から取ったアンケートですとか、ヒアリングした結果なんかも反映されて、新たな第2期の計画を立てられているなど、つくるのも大変だったのだらうなと思って見せていただきました。

まず、この中に書いている、先ほど答弁の中にも随分出てきました鉄道とバス、そしてタクシー、公共交通に関して主に書かれていて、そのほかに、有償になるのでしょうか、福祉の運送関係ですとか、企業が出している送迎バスとか、病院が手配して患者を送り迎えしているバスだとか、市内を走るいろいろな交通機関の細かなところまで調査されて、市内を走っている交通機関が網羅されている内容にも目を通していただいて、こんなにたくさんいろいろな車両が走っているのだなと再認識したところです。

その中で、今回の質問の一つ目に、金額を並べさせていただいて、決算書を見ると分かる数字で、大変申し訳なかったのですが、幾つかお知らせいただきました。

この中で、いさりび鉄道については後ほどお話を聞かせていただきたいのですが、まず、バス生活路線維持ということで、年間180万円から360万円、290万円と、この3年間いろいろばらつきがあった補助金を支出していますが、もう一度、バス生活路線維持費補助金についての事業の内容と、この財源、国の補助金が使われているのであれば、補助金が入っているかどうかの点。それともう1点、このばらつきについて、どういふことでばらつくのかという辺りを教えていただきたいと思います。

○議長（白戸昭司君） 土手企画課長。

○企画課長（土手貴志君） 玉森議員の御質問にお答え申し上げます。

バス生活路線維持費補助金でございますが、簡単に事業内容を説明いたしますと、複数の市、町間を運行するバス路線の運行赤字額に対する一部補助ということになります。財源につきましては、一般財源でございますが、国の補助は入っておりません。

補足して説明させていただきますと、もともと運行赤字額の補助というのは、原則、国と北海道で補助していくものですから、一定の基準があるのですが、そこで、国と北海道の補助金から漏れた部分を2市1町で、協調補助ということで、漏れた分を3分の2ずつ補助しているという仕組みですので、国と北海道の財源は入っていないということになります。

そして、年度間のばらつきなのですが、赤字路線の本数によってばらつきがございます。令和4年度は3路線、令和5年度が5路線、令和6年度が3路線ということで金額のばらつきがございます。

令和5年度で、例えば5路線だったものが令和6年度は3路線に減ったりというのは、これは廃便になったりして、路線数が減った結果、市が負担する赤字補填額が減っているということにつながっていきます。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 玉森大樹君。

○1番（玉森大樹君） 内容につきましては分かりました。

次、この下の新函館北斗駅・上磯線バス運行事業補助金は、1,300万円の定額となっておりますが、これについても、もう一度事業の内容と、定額で補助金を出しているということで、内容自体は、補助金として分かるのですが、事業の内容と、国の補助金なんかが入っている辺りのお話をお伺いしたいと思います。

○議長（白戸昭司君） 土手企画課長。

○企画課長（土手貴志君） 御質問にお答えいたします。

新函館北斗駅・上磯線バスは、平成20年度から運行した南北市街地連絡バスという

ころで、合併する旧両町間をつなぐ役割というのがございました。

この補助金の在り方に関しましては、新函館北斗駅・上磯線の運行経費から、利用者は100円から400円までの利用料金に分かれますが、運賃収入を引きまして、足りなかった費用に対して市が補助するものでございまして、たまたま令和4年度から3か年、1,300万円となっておりますが、定額としているわけではなく、運行経費というものが大体1,800万円から1,700万円ほどかかっておりまして、運賃収入が大体300万円ぐらい。ここから差引き、函館バスにも少し身銭を切っていただいています。令和4年度ですと170万円ほど、令和5年度ですと200万円ほど。令和6年度は、かかる経費を工夫しましたので、函館バスは30万円ほどの負担となっておりますが、いずれにしても北斗市は1,300万円の補助でいいですと。残りの赤字分に対しては函館バスが出していただいているという感じで、たまたま定額になっているという形になっております。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 玉森大樹君。

○1番（玉森大樹君） 上磯地区と大野地区の間を結ぶという路線は、非常に利用者も多いということで、今後も継続していく路線になるだろうと思いますが、確かに今お話ししたように、函館バスが一部負担しているという話もあって、運行を継続するためには、少し補助金なんかも上げてくれなっていう話もあったやに伺ったのですが、その辺りはどのような話になっているのか、この路線の重要性と、そういう話で、今後これがまた増額になっていくのかどうかという辺りが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（白戸昭司君） 土手企画課長。

○企画課長（土手貴志君） 御質問にお答え申し上げます。

函館バスからは、先ほど言ったように、平成20年度から南北市街地連絡バスが続いて

いますので、このときプロポーザルをして運行事業者を決めた経緯があって、そこからずっと函館バスにお願いしていて、そのときの経費の考え方というものをずっと踏襲していると。利用料金に関しましても、基本100円というものを、途中、新駅まで伸ばしたときに100円から400円までという幅ができましたけれども、原則、利用料金も踏襲している部分がありまして、そこに関しましては、函館バスからいろいろと、燃料費の高騰ですとか人件費の上昇とかもございましたので、社会環境の変化があったので、そういう経費の考え方に関しては見直しをしてほしいというのはございまして、ということは、市の負担額に関しましても見直しをしていかなくはいけないとか、この新函館北斗駅・上磯線自体をもう1回路線について、いろいろ見詰め直していかなくはいけない。将来の在り方を検討していかなくはいけないということに迫られております。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 玉森大樹君。

○1番（玉森大樹君） 最終的には、北斗市の公共交通をどうしていこうかという話にも絡んでくる話だと思いますので、この内容については理解いたしました。

その下の通学定期券の補助です。

これは、たしか市独自の事業だったと思うのですが、これも金額がどんどん増えていっているということで、いさび鉄道と、バスも一緒に助成していますよね。小・中学校、高校、大学までということで、学生全て半分だったり3分の1だったりということで、一部助成している事業だったと思うのですが、この金額は、利用者が多くなっているとか、それとも運賃が上がっているとか、その辺の影響と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 土手企画課長。

○企画課長（土手貴志君） 御質問にお答え申し上げます。

通学定期券購入費補助金は、今、玉森議員おっしゃられたとおり、学生が通学で購入さ

れる場合の定期券の購入費に対する補助でございまして、いさりび鉄道の定期券ですと30%補助、函館バスとかJR北海道の定期券に関しましては20%補助ということになっております。

利用者実人数でいきますと、令和4年度が457人、令和5年度が526人、令和6年度が586人となっておりますので、補助制度を利用される方が増えているというのが、補助金額が上がっている点の一つ。

もう一つは、令和5年12月1日に、函館バスが一部値上げをしております。その影響で、対象となる経費も若干上がっているというところで、令和5年度から令和6年度にかけて補助金の額も上がっているということが挙げられます。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 玉森大樹君。

○1番（玉森大樹君） 分かりました。この辺も将来的にどうしていくのかというのは、先ほどと同じような全体的な話になってくると思いますので、今の段階では、向こう5年間、こういう形での補助を継続していくのかなと思っていますし、していくべきだなと私も考えています。

問題は、残ったいさりび鉄道の話なのですが、新幹線開業とともに、平行在来線として開業しましたので、10年経過したということで、当初から赤字を見込んでのスタートでしたから、赤字だからどうのこうのという話ではなくて、当初予定していた赤字を、毎年上回る金額の赤字を出して、継続してここまで来たということで、今年度から、またさらに5年間のいさりび鉄道の経営計画が出されたということで、そちらのほうも中を見てきたのですけれども、いさりび鉄道の収入自体は、1割が運賃収入で、残りの9割はほとんど貨物調整金というか、線路の使用料から賄っているということで、年間に大体2億円ぐらいの赤字がずっと続いているということで、その2億円の8割は北海道に負担していただいて、残りの自治体、函館市と木古内町

と当市でそれ負担しているというのは皆さん御存じだと思いますが、北斗市の負担率は11%ということでここまで来ました。

この貨物調整金というものの自体、線路使用料というのは分かるのですが、貨物調整金自体、一体これは何なのだとこのところを分かりやすく教えていただければいいなと、お願いします。

○議長（白戸昭司君） 土手企画課長。

○企画課長（土手貴志君） 玉森議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、線路使用料と貨物調整金というのがございまして、JR貨物は、民間のJR北海道ですとかJR東日本の線路をお借りして運行していくことになりますが、そのときに、線路の上を走った分をお支払いするのが、JR貨物がJR北海道とかに払うのが線路使用料になります。

この線路使用料のルールとして、JRが民間になったときに、まだJR貨物が財政的にも心もとないかもしれないので、本当に必要最低限の部分だけ使用料を払ってもらいましょうというところで、これをアボイダブルコストルールというのですけれども、貨物列車が走行したときに発生する、レールの摩耗に伴う交換費用等を民間のJR北海道にお支払いするというものになっているのですが、このルールをそのまま第三セクターにはめてしまうと、第三セクターの財源がちょっと心もとなくなると。要は、補正に要する費用は、レールの交換だけではなくて、人件費だって発生していくわけなので、その分もJR貨物に納めてほしいですと。

そこで、国が新幹線の貸付料を財源にして、貨物調整金ということで、本来かかる分を上乗せしてJR貨物に貨物調整金というのを支給します。先ほど言った線路使用料と貨物調整金を合わせたものを、例えば道南いさりび鉄道にJR貨物から納めていただくということで、線路使用料というのは、最初のルール上、決められた本当に最低限必要な、貨物が走ったときに伴うレールの摩耗代とか

で、人件費もプラスして、本来あるべき金額をオンさせたものが貨物調整金。それが合わせて、今ＪＲ貨物から道南いさりび鉄道に入ってきているということになっております。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 玉森大樹君。

○１番（玉森大樹君） 分かったような分からないような、非常に複雑な貨物調整金なのだと、何となく分かりました。

その貨物調整金を今後、２０２６年から向こう５年間、第２次いさりび鉄道の経営計画で同じような計上をして運営していくと。貨物調整金を線路使用料として、収入源として経営していくというような内容になっています。

ただ、当然２０２６年度以降も赤字というのも前提になっています。それから、設備が老朽化で、経営は厳しいので、引き続き公的支援をお願いするという内容も盛り込まれています。ただ、今までと同様に沿線自治体から支援をいただいて頑張っていきますという内容になっています。

２０２６年から２０３０年、どのくらいかというと、この５年間で１３．８億円の支援をお願いすると書かれています。これは同じ負担比率なので、北斗市で３，０００万円ぐらいになるのです。今年このぐらいの予算を組んでいましたか、ちょっと忘れちゃったけれども、向こう５年間は最低３，０００万円の負担でやっていくということで、市も理解されていらっしゃるのかどうか、お願いします。

○議長（白戸昭司君） 土手企画課長。

○企画課長（土手貴志君） 御質問にお答え申し上げます。

向こう５年間の道南いさりび鉄道の運行赤字に関する補填に関しましては、いさりび鉄道が作成した第２次経営計画の収支予測に基づいて、北斗市も支援していくという考えでございます。

令和８年度の予算といたしましては、道南

いさりび経営安定化事業補助金は３，７８５万４，０００円の予算を見込んでいますが、毎年赤字補填額は、前年度の下半期の赤字額プラス当年度の上半期の赤字額を補助しているものですから、この第２次経営計画分が反映されているのは、市の今年度の予算でいくと、上半期分のみを反映しているということになっておりますが、反映の仕方というのは、第２次経営計画の収支予測に基づいて予算計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 玉森大樹君。

○１番（玉森大樹君） 予算計上していますし、こういう状態で向こう５年間は行くのだなと思っていました。

今回いろいろな支援をいただきながら、老朽化、赤字経営で頑張っていくという中に、ダイヤ改正して、場合によっては運行路線を短縮して、減便して、そういうことで少しでも経営を安定化させていきたいという事業の内容の話も出てくるのですが、早速、今年の３月にダイヤが改正されまして、開業時に比べると、もう１０年前になりますけれども、３本減便されています。今回の３月のダイヤ改正で。それから、３本減便のほかに、３本が運行路線の短縮になっています。これだけ利用者にとってはサービスが縮小されています。

その中でも、赤字は引き続き同じぐらいの額で推移することなので、もちろん燃料高騰、人件費高騰、全て上がっていますので、そういうことなのかなと思いますが、本当に今回、運行路線の短縮になったところ、まさに私が住んでいる茂辺地、当別地区は、その影響を受けた地域になります。朝の時間、函館方面に向かう下り列車はほぼ同じ、学生も乗っていますので、ほとんど変わらない時間で下り列車は走っているのですが、夕方から夜にかけての上りの時間帯というのは、改正前は、函館発木古内まで行っていた列車が上磯で終わると。路線短縮になって、

上磯で最終を迎えるという列車が出ました。

そういうことで、私もいさりび沿線に住んでいますので、月に1回とか2回利用することがあるのですが、函館でお酒を伴うような会合に出た後、いさりび鉄道に乗って帰ってくるのですが、今までですと9時半頃の電車に乗って帰ってくる、これが木古内行き最終便だったものですから、それを結構多く使っていたのですが、今は上磯止まりなので、その一つ前は、木古内まで行く列車というのは、函館発19時40分になってしまいました。19時40分という、会合があって、お酒の会があれば、途中で帰らなくてはいけない。それを逃すと、上磯で止まる次の列車に乗ってくると、上磯で降りなくてはいけないということになります。

降りるとタクシーが待っているのです。新星ハイヤーが「待ってました」というようにタクシーがいるので、それに乗って帰るのですが、茂辺地地区まで走ると4,000円かかります。当別だと多分5,000円ぐらいになるでしょう。

そういうことで、今回のダイヤ改正では不便を感じていますし、もちろん私だけではありません。今まで遅い列車に乗ってくると、部活動で遅くなった学生とか、お仕事で、遅いシフトで仕事をされた方が乗っていました。上磯でたくさん降りるので、上磯から木古内方面に行く人数というのは、遅い時間ですと、10人に満たないぐらいの人数になってしまうので、今回のダイヤ改正、運行路線短縮の対象になったというのは分からないわけではないのですが、少なからず影響を受けた方がいらっしゃるということです。

さっき巡回ワゴンの話で、空白になった部分を埋めるという話が出ていましたけれども、結局、お昼の買物の話であって、夜の遅い時間帯というのは巡回ワゴンも走っていませんし、タクシーで帰るか、そういう方法しかありません。学生は今どうしているのか分かりませんし、夜の勤務で、遅番をやっていた人はお昼のシフトに変えてもらったと。私

と一緒に降りる方は、遅いシフトが入っていた方も、昼だけに変えてもらいましたという話をしていました。

少なからずそういう影響を受けて、今回こういう短縮をしながら、いさりび鉄道が事業を持続経営するために、トカゲのしっぽではないですけども、ある程度切って、一番濃いいところだけをやって、経営を維持して、次の第2期を乗り越えて、3期に向かっていこうと頑張っていらっしゃるのは分かるのですが、この後も、2031年以降の話で、また同じような、それ以降の話、いさりび鉄道の経営計画の中に出ています。2031年以降はどうするのかと。さらにこれ以上の減便をしますと、路線を見直しますと書いている。これ以上どうやって本数を減らすのだという話になると、市民サービスがどんどん削られていって、いさりび鉄道の事業の経営継続のために、最終的に何人、いさりび鉄道を利用できる人がいるのかということ、久根別とか七重浜とか、たくさん人が乗るところのための交通手段になってしまわないのかと、将来的に、2030年以降については心配だと思います。

そのために市が補助金を出して、いさりび鉄道の事業継続のために引き続き補助金を出していくのか、そういうところも今後いろいろな話になってくると思いますが、懸念される場所だと思います。

今回、会派協議でお話を伺いました。老朽化した設備、車両の更新ということで、車両もそろそろ代えないと、2026年度以降の車両は、今のものは使えないのだということで、更新が必要だという話をお伺いしました。現在使っているのはキハ40型という形だそうです。私はあまり詳しくないのですけども、これは代わりのものもないし、使えないということで、H100型という形。今はボックス型ですけども、横に長い、長椅子が向かい合った感じの、写真を見せてもらって、確かに乗りやすい汽車だなと思いました。そういう汽車に代えていくということ

でお話を伺いました。

これは納期まで、特殊車両ですから何年もかかるのだという話も聞きました。今、車なんかでも人気車種ですと、頼んでも何年に来るか分からないという時代なので、今回、列車ですけれども、5年とか3年という話を聞いてもびっくりしなかったですし、そういうものだろうと理解しました。

ただ、11月までに結論を出さないとという話だったので、列車を更新するかどうかというのは11月まで結論を出す。さっき言いましたけれども、負担の比率とか、負担先がまだ確定していないのでという話でしたけれども、いずれにしても、11月は半年後に来るわけですから、何らかの答えを出すのだろうと思います。

ただ、5年後に来る車両を今注文したら、絶対に使わないわけにはいかないですよ。使うために買うということ。そうすると、2031年度以降もいさりび鉄道は継続していくという意味に捉えられると思うのです。この辺、どうお考えでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 工藤副市長。

○副市長（工藤実君） 玉森議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、私自身、いさりび鉄道の非常勤の取締役という立場を仰せつかっております。その上で、経営面の観点から、議員が前段でお話いただきました減便の影響を受けた利用者の方が確実にいらっしゃるわけです。そういった方に御迷惑をかけているということについては、大変申し訳なく思っているところでございますが、やはりいさりび鉄道の経営環境からすれば、利用者の状況を勘案しながら、できるだけ交通として守りつつ、コスト削減といえますか、赤字には変わらないのですが、収支の改善を図っていくためには、減便はやむなしということで、改めて、減便の対象列車を御利用になっていた皆さんには御不便をかけていることと恐縮に思うところでございます。

なお、いさりび鉄道、令和7年度の決算も

出ましたが、3億3,000万円を超える赤字でございます。

ちなみに、第2期の計画の初年度は、3億円に満たない予測を立てていましたので、したがって、第2期の経営計画を立てた状況よりも、経営状況、収支の状況というのはマイナス要素のほうに動いているところでございます。

なぜ赤字が膨らんでいくかという部分でいいますと、運賃も改定させていただきました。それから、利用状況を見ると、コロナ禍後の定期券等の利用を見ると、通勤・通学ともかなり戻ってきていて、通勤のほうは増えている。観光需要も、定期外の御利用も、団体利用も含めて伸びてきている。利用者数というのは、7事業年度でという若干、対前年を上回っている状況にあるのですが、運行するに当たって、当初、立ち上げは、運行スタッフというのは、ほぼJR北海道からの出向社員で会社を担っていただいておりますが、先々を見据えていくと、社員のプロパー化というのが課題で、随時、単年度プロパー化にして、今現在も社員のうちの6割はプロパーとなっています。

それから、JR北海道も人手不足ということで、本音で言うと、JR北海道の出向社員は全員戻してほしいのだというところでございますが、ここは、北海道庁が調整に入っていて、まだ一定程度は出向していただいている社員の方が業務を担っていると。

したがって、プロパー化ということで、総人員も増えておりますので、人件費のほうは膨らんできている。ここが赤字が増えていく要因の一つでもありますので、まずそういうようなことで、減便に至る部分でいうと幾つかありますが、主立った部分については御理解をいただきたい。鉄路、交通を守る上ではやむを得ない苦渋の判断だということでございます。

その上で、今後減便がどんどん進んでいって、将来的に走っていただけるのかどうかという部分でいうと、先ほど貨物調整金等

の御質問もいただきましたが、貨物調整金等を頂ける基本的なルールというのは、客車が走っている鉄路を前提といたします。仮に茂辺地、当別のほうを走らないとすれば、その区間については還付調整金の対象になりません。そうすると、その鉄路を誰が維持するのかという大きな問題が出てきます。

御承知のように鉄路については、新幹線の札幌延伸開業を見据えて、既に山線のほうは客車廃止という方向が出ているとか、様々なケースが考えられるので、国交省のほうで物流の鉄路をどう残していくのかというのが、今現在、有識者会議で検討されていますが、新幹線の札幌延伸の時期がずれたことによって、こちらのほうはあまりまだ新たな情報が出てきていない状況ですので、先ほど申し上げました貨物調整金のルールからすると、客車が走っていないければ大きな収入、財源は得られません。仮に客車を廃止した場合、その鉄路を誰が維持するのだということも全く見えていないということからすると、逆な物の言い方をすると、いさりび鉄道の本古内までの区間は維持していかなければ、物流問題としては大きな課題が突然クローズアップしてくるという状況になります。

その上で、車両の更新を含めて、いつまで走るのだという御指摘でございます。その前に、今の沿線自治体、北海道を含めた毎年度の赤字に対してどう負担をしていくのかというのは、本来、第1次計画の中では、中間年度で見直しをするということでありましたが、中間年度がコロナ禍ということで、全く予想していなかった社会経済情勢の中だったので、中間年度の見直しがされませんでした。そのまま第2期計画の負担割合をどうするのかという議論はいまだに進んでいない。私どもの理解としては、第1期の経営計画の負担割合のまま、今、第2期の令和8年度に突入しているという理解しかしておりません。

それから、車両の更新についても、負担割合というのはまだ正式に北海道のほうから投

げられていませんので、今後その辺が示されて、私どもとしても議会に御相談をしながら進めていくことになるのですが、11月までに答えを出さなければ云々という、結びありきの議論というのはいかがなものでしょうかというのは、幹事会等を含めて、事務局を担当している北海道にもお伝えしているところでございます。そして、車両を入れ替えるということからすると、第2次の計画の5年間との整合性、ここのところも当然議論していかなければなりません。

第2期の経営計画を5年としている理由というのは、貨物調整金のルールが2030年度までしか明らかになっていないために、5年間にしている。本来であれば5年間ではなくて、第1期と同じように10年という計画でつくるべきところだったと思いますが、そのような理由から5年にしているということで、当然6年目以降も、私どもとしては、運行するだろうと、しなければならないと思っておりますが、そのところは正式に決定していない。今の段階では、そのような状況、環境にあるという段階でございます。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 暫時休憩いたします。

再開を2時15分頃といたします。

（午後2時03分 休憩）

（午後2時15分 開議）

○議長（白戸昭司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番玉森大樹君。

○1番（玉森大樹君） 先ほど副市長からお話をいただいて、何となく事情というのも分かります。いずれにしても、車両の更新というのがもし避けられないとしても、当然幾らかの負担は割り振って、当市も負担増となると思うのです。ならないのかもしれませんが、多分なと思うのです。その辺を、最終的には幾らなのかという話で、本当にそれでやっていけるのかという判断をするの

に、その金額がまだ分からないのだという話なので、話は進みませんけれども、これを最終的に判断して、よしというのは、さっき言った沿線の協議会というのですか、その中でも決めてしまうものなのですか。

今回の第2期の経営計画も、さっき副市長が言っていましたけれども、あまり話し合えないまま2期に突入しているということなので、さっきの車両の更新ですとか、その辺りを協議会で決められて、はい、決まりましたというのが議会に報告されてくるのか、その辺の今後の進め方をお願いします。

○議長（白戸昭司君） 工藤副市長。

○副市長（工藤実君） お答えしたいと思います。

まず、議員からの御質問は、まずは車両の件で御質問いただきましたが、私どもとしては、第2期経営計画に入るに当たって、本来であれば単年度赤字というのは確実、黒字になることは絶対と言っていいほどないわけですから、まず、北海道を含めて、沿線3自治体がどういう負担割合でいくのか、私どもとしては、現行、北海道が8、沿線が2という、少なくともこの負担割合をお願いしたいというのはお伝えしているところでございますが、まず、ここの部分の議論をした上で、第2次の経営計画は、議員からお話いただいたように5年ですし、車両を入れるとすると、まだその先を見据えたことに当然なところでございますので、その辺も含めてとなるのですが、その上で、車両の入れ替えをするに当たって、今では1両6億円とも言われています。計画では、8両更新が必要だということですから、これだけで48億円になるわけです。これをどう負担するのかという部分について、今申し上げたように……今、議論は、車両のほうから入っているのですが、そうではなくて、単年度の運行に対する補填をどうするのか、その上で、どういう見通しに立った上で、車両の更新はこういう理由で必要なので、この負担はどうするのか、こういう流れの議論はぜひお願いしたいというの

を北海道にはお伝えしているところでございますが、今は、最新では、車両の更新の部分だけの議論。

さらには、昨年度開かれた協議会の中では、資料として出されたのは、車両の更新が必要だということ、それから全国の三セク鉄道の負担の、県と沿線自治体の負担の割合というのが示されました。多い例というのが、5対5という全国の状況が示されて、それが、それでは北海道の考えですかということでは決してなく、そういう資料が示されたまま1年経過したきりでございまして、議論が停滞している。停滞している中で、今、車両の問題が出てきているので、その辺は、協議会で決定するというのではなくて、当然事務局である北海道、それから車両を運行するのは道南いさりび鉄道ですので、双方からいろいろな提案があると思います。その提案を受けて、私どもとしては、議会議員の皆様と御相談しなければ、市としての判断をお伝えすることはできませんので、流れとしては、案を示されて、見通し、それから車両も含めた負担の割合といったものについて、どうなのかというのをまず議会に御説明をして、協議をした上で北斗市としての考えをまとめていかなければならないですし、これまでの沿線協議会の中でも、北斗市としても、道南いさりび鉄道を立ち上げる際は特別委員会を設置し、議論した経緯もある。したがって、仮に負担割合の見直しというものがあるとしたら、議会とどういう形で議論しなければならないのか、相談しなければならないですし、少なくともそういう協議の時間、こういうものは必要だということを、ぜひ御承知おきいただきたいというのは、北海道庁にはお伝えしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 玉森大樹君。

○1番（玉森大樹君） これ以上言っても分からないものは分からないということなので、成り行きを注視していきたいなと思いますし、ある程度の判断というのは、当市だけ

ではないとは思いますが、慎重にお願いしたいなと思っています。

全く関係ないというか、話はここまでで、最後に、未来の課題の中に、さっき市長から答弁いただいて、公共ライドシェア、自動運転バスの導入、いずれそんな話もという話をお答えいただきましたけれども、まさに、今まで取り上げた公共交通の抜本的な見直しも、一切全部やめて新たな交通網もありなのではないのかということも含めて、ぜひこの5年間、北斗市内の公共交通を、未来的なというか近代的な、一番効率のいい、市民がうまく利用できるような交通体系というのもある時期なのではないかと思っています。

さっきお話が出ていました高齢者のサービスというところにも、タクシー券の話、いろいろな話が出ていました。そういうところも含めて、そういう交通体系の見直しに沿った利用の仕方というのもあるかもしれませんし、入浴券みたいな、紙の券ではなくて、新しい交通体系を組めば、交通系のＩＣカードなんかでも利用いただけますし、それに対してポイントで付与して御利用いただくということも多分できると思います。そういうもっと広い目で、いろいろな交通体系の在り方というのをこの5年間、ぜひ検討してみてもいいかなと思います。

将来的には、小・中学校の統合、廃校、そういうところもいずれ出てくると思います。部活動の広域、これも子供の移動をどうしようかという話も出ていました。そういうものも含めて、北斗市内で市民が移動するときの手段として、全体的な新たな構想も考えていただければ、将来的に北斗市の交通体系がより良いものになるのではないかなと思っていますので、ぜひこの5年間しっかりと考えていただければと思います。

最後、要望して終わります。

○議長（白戸昭司君） 20番新関一夫君。

○20番（新関一夫君） 一登壇—

お疲れのところですが、最後の質問になりました。通告に従いまして、大きく3件、3

点質問させていただきます。

1点目、クリーンおしま火災に伴う対応状況に関する件。

去る4月29日、当市のごみを焼却しているクリーンおしまで火災が発生し、懸命な消火活動のおかげで5月4日によりやく鎮火となりました。人的被害がなかったことは不幸中の幸いでした。

このたびの火災の経緯について、5月12日、議会の全員協議会で市から説明を受けましたが、市民にも広く正確な情報を伝えるため、改めてここでお聞きします。

火災発生から消火に至る経緯と、今後の施設復旧に関し、現時点での見通しについてお知らせください。

また、以下の点についてお聞きします。

（1）当市の可燃ごみについてどのように処理しているのか。また、問題はないのか。

（2）当市のごみも他の自治体の焼却施設に持ち込み、処理をお願いしていくのか。

（3）他の自治体から当市に持ち込まれるごみはあるのか。

（4）当市に存立し、当市のごみを燃やしているクリーンおしまについてお聞きします。

昨年12月の第4回定例会前の会派協議において、「クリーンおしま施設将来方針」が示され、現在の施設は30年間にわたる使命を終え、新しい施設の建設に向け、協議を進める旨が示されました。

しかし、このたびの火災により、1市9町の可燃ごみが長期にわたり焼却できなくなり、住民はもちろん他の自治体にも多大な迷惑をかける結果になっているのではないのでしょうか。

函館を除き、渡島に1か所しかない焼却施設は、経済論だけでは済まないリスクがあることを今回の事故が示していると考えます。

檜山振興局の人口規模は、北斗市の人口とほぼ同じですが、檜山には2か所の焼却施設が稼働しています。地震などの自然災害や火災など、予期せぬ事態に備えるためにも、リ

スク分散の考えは必要と考えます。

それぞれの自治体は、それぞれのごみの処分について責任を負っています。当市も連合ではなく、当市単独で焼却施設を持つべきと考えますが、考えをお聞きます。

2番、北斗市のごみ袋に関する件。

当市の可燃ごみの袋が品薄になっているのは、どのような原因と考えているのか。

また、以下の点についてお聞きます。

(1) 6月末までは指定のごみ袋以外の袋でのごみ出しを認めていますが、6月末までにその状況は改善されるのか。

(2) 5月1日付、市より議員に宛てた文書によれば、5月25日に市のホームページとごみ分別アプリにおいて、ごみ袋の値上げについて市民に告知し、6月1日より値上げする旨が通知されていましたが、現下の混乱している状況で、今値上げすることの是非について、どのように考えているのかお聞きます。

3番、上磯駅前地区のスーパーマーケット閉店に関する件。

駅前地区で営業を続けていた「スーパーとうかい」が昨年末をもって営業を停止しました。

高齢者が多い地域であったため、ふだんの買物に大きな影響があり、多数の市民から、「何とか再開してもらえないか」との相談が寄せられています。

民間の話ですから、行政ができることに限りがあることを十分に理解していますが、他自治体での「公設民営」によるスーパーの開設もあることから、市としてどのように考えているのかをお尋ねします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） ー登壇ー

新関議員の御質問にお答え申し上げたいと存じます。

1点目のクリーンおしま火災に伴う対応状況に関する件についてでございますが、初めに、火災発生から消火に至る経緯と、今後の

施設復旧に係る現時点での見通しにつきまして、4月29日の火災発生時刻は、消防の火災調査によりますと、午前5時25分頃の出火と推定されており、午前5時35分頃に、クリーンおしま運転業務を行う事業者の当直職員が、ごみピット内の火種を確認してございます。

その後、初期消火中に爆発・爆風が発生し、午前5時52分、消防に通報がなされました。

この爆風により、管理棟4階ピット見学窓が破損し、また、電源を非常用発電機に切り替えたものの、稼働途中に停止し、施設全体の電源が喪失いたしました。

煙と高熱により、放水設備による4階内部からの消火が困難な状況が続きましたが、午後1時20分頃、4階窓ガラスを破壊し、高所放水車により本格的な放水活動が開始され、以後、昼夜を通じて継続的に放水が実施されました。

翌4月30日、終日放水活動が継続されましたが、煙が収まらない状況が続き、発生から3日目の5月1日午前7時、消防により鎮圧が確認されました。

以降、延焼拡大のおそれはなくなったものの、引き続き白煙が発生していたため、都度、白煙箇所への放水を継続し、翌5月2日午後5時から泡消火剤を投入した窒息消火に切り替え、5月3日には泡消火剤を追加投入し、発生から6日目の5月4日午後1時15分、消防により鎮火が確認されたものでございます。

5月7日には、消防による火災原因調査が行われ、現在もプラントメーカーによる被害状況の確認が進められておりますが、最終的な調査結果が明らかになるまでには、数か月を要するものと見込まれてございます。

また、ごみピット内のクレーン設備や中央制御室などに被害が確認されており、現時点では、当面の間、施設の再稼働は困難であると認識してございます。

御質問の一つ目、当市の可燃ごみについて

どのように処理しているのか、また、その問題につきまして、火災発生後も家庭系可燃ごみについては、通常どおり委託収集を継続してございます。

また、事業系可燃ごみについても、許可業者による収集が継続されており、家庭系、事業系とも収集運搬において、市民の皆様、事業者の皆様に支障は生じてございません。

可燃ごみの搬入先につきましては、火災発生当日の4月29日から5月13日までの間は、中山一般廃棄物最終処分場に搬入しており、5月14日以降はクリーンおしまに搬入し、クリーンおしまにおいてフレコンバッグに梱包した上で、5月21日から旧館野一般廃棄物最終処分場での仮置きを開始してございます。

なお、当市では生ごみの分別を行っているため、可燃ごみの水分量が少なく、フレコンバッグによる仮置きについても、周辺環境への支障は少ないものと考えておりますが、浸出水による影響が生じていないか、水質検査回数を増やし、適切にモニタリングを行ってまいります。

二つ目の当市のごみを他自治体の焼却施設に持ち込み、処理を依頼することにつきまして、5月4日から5月15日までの間、函館市に可燃ごみを受け入れていただき、北斗市分としては、5月8日に10.3トン、5月15日に19.81トンの計30.11トンを受け入れていただいたところでございます。

旧館野一般廃棄物最終処分場の仮置き量も有限であるため、今後は、当市の可燃ごみについても他の自治体での受入れを要請していく必要がございます。

三つ目の他の自治体から当市に持ち込まれるごみにつきまして、5月16日までの間、仮置き場所が確保できなかった七飯町の可燃ごみ110トンについて、中山一般廃棄物最終処分場での受入れを行ったところでございます。

5月18日以降は、七飯町内に仮置き場が確保されたため、中山一般廃棄物最終処分場

での受入れは行っておらず、今後も七飯町、その他構成町の可燃ごみについて受入れの予定はございません。

四つ目の連合ではなく、当市単独で焼却施設を持つことについての考え方につきまして、今回のクリーンおしまでの火災により、可燃ごみの受入れを停止せざるを得なくなるなど、構成町の皆様にも御迷惑をおかけしております。

一般廃棄物焼却施設につきましては、ダイオキシン類の排出削減のため、平成9年以降、国の指針に従って、全国的にごみ処理の広域化が進められており、北海道においては、平成9年に北海道ごみ処理広域化処理施設集約化計画が策定され、本計画に基づき、渡島ブロックの焼却施設としてクリーンおしまが整備されたものでございます。

今回の火災を受け、リスク分散が必要ではないかといった考え方に一定の理解はできるものの、人口減少下にあって、一層の広域化・集約化が求められている焼却施設整備に係る国及び北海道の方針を鑑みますと、当市だけで判断できるものではないと考えてございます。

2点目の北斗市のごみ袋に関する件についてでございますが、当市の可燃ごみ袋が品薄になっている原因につきまして、本年3月以降、当市の指定ごみ袋製造を行う事業者から、中東情勢の影響による指定ごみ袋原材料の価格高騰及び原料調達が見通せないことについて情報提供があり、対応について事業者と協議を行ってまいりました。

中東情勢をめぐっては、ナフサの不足に伴うごみ袋を含む各種プラスチック商品の価格高騰や取扱中止等の報道が多くなされ、こうした報道を受け、当市の指定ごみ袋についても、例年を大幅に上回る需要が生じたものでございます。

4月には、指定ごみ袋登録販売店に対して、より多くの市民の方に行き渡るよう計画的な販売を依頼し、協力をいただいているほか、指定ごみ袋製造業者において、例年並み

の原料や製造、供給量を確保していただいたところですが、こうした需要の急増には対応し切れず、最も使用量の多い燃やせるごみの青色指定袋から順に、店頭における品薄状態につながったものと承知してございます。

御質問の一つ目、指定ごみ袋以外でのごみ出しを6月末まで認めている状況の改善につきまして、指定ごみ袋製造業者より、6月以降分は例年並みの原料調達にめどがついた旨、報告を受けておりますが、急増中の需要にどの程度対応可能かにつきましては、引き続き状況を注視する必要があるとございます。

市民の皆様には、過度な購入を控えていただき、ごみの減量化に協力していただくよう、引き続き周知を徹底してまいります。

御質問の二つ目、6月1日に改定いたしました指定ごみ袋の値上げについて、現在の状況下で値上げを行うことの是非につきまして、3月以降のナフサ由来原料の急激な価格高騰は、指定ごみ袋製造業者の企業努力の範囲を超過しているとの認識の下、販売価格の改定は避けられない状況であると判断したものでございます。

様々な商品の価格が高騰し、また、指定ごみ袋が購入しにくい状況が続く中で、価格を改定せざるを得ないことについては、市民の皆様に対して大変心苦しく思うところでございますが、全国的な状況も踏まえ、御理解いただきたいと考えております。

3点目の上磯駅前スーパーマーケット閉店に関する件についてでございますが、昨年秋から当該スーパーマーケット店内の商品に慢性的な品薄状態が見受けられたことから、本市では、商工会とともに店舗を訪問し、スーパー経営者にその状況等について聞き取りを行ってまいりました。

この時点では、事業継続の意向を伺ってまいりましたが、結果として、令和7年末に店舗が閉店となりました。その後、関係機関や団体等に対して、閉店に伴う影響等について聞き取りを開始し、状況確認を行ってきたところでございます。

初めに、公設民営によるスーパーマーケットの開設につきましては、道内においてもスーパーマーケットの空白地帯で、公設民営による事例があることは承知しているところでございますが、その実施に当たっては、継続的な運営主体の確保や採算性、財政負担など様々な課題について十分な検討が必要であると考えております。

市といたしましては、このたびの地域におけるスーパーマーケットの閉店について、特に高齢者の方々を中心に、日常の買物環境への影響が生じているものと理解しておりますが、一方で、店舗の営業継続や再開につきましては、基本的に民間事業者の経営判断によるものであり、行政が直接関与できる範囲には限界があるものと認識してございます。

今後につきましては、地域の実情やニーズの把握に努めるとともに、関係事業者、金融機関等との情報共有、移動販売や宅配サービスなど、既存サービスの活用可能性の検討、関係部署との連携による高齢者支援など、市として対応可能な方策について研究してまいりたいと考えております。

以上で、新関議員の御質問に対するお答えといたします。

○議長（白戸昭司君） 新関一夫君。

○20番（新関一夫君） ありがとうございます。

全員協議会でもお聞きしていたことで、現在まだ原因も分かっていないと。調査にもかなりの時間を要すると。目の前にあるごみも処理しなければならないということで、非常に大変だと思ってまいりました。

ただ、何点かお聞きしたかったのですが、当市は、生ごみを含め、かなりの数を分別・収集しております。

プラスチック類、いわゆる透明のごみ袋に関して、私はリサイクルされているのだと思っていたのですが、実際の当市のプラスチック類のごみの処理分はどのようになっていたのか、改めてお聞かせください。

○議長（白戸昭司君） 村田環境課長。

○環境課長（村田貴一君） 新関議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、無色透明の指定袋を用いまして、プラスチック製容器包装の分別収集を行っておりまして、分別収集されたものは資源ごみ保管施設において、ペットボトルなどと同様の圧縮梱包処理を行っておりまして、ベールと呼ばれる塊に圧縮梱包して、容器包装リサイクル協会のほうに排出しているという流れになってございます。

ただし、食品トレイですとか、油分のついたものですとか、食品関連の容器包装については、かなり汚れのついた状態で出されているものも少なくない状況でございまして、そうしたことについては、資源ごみ保管施設で選別して、これまでであれば焼却処分していたという流れになってございます。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 新関一夫君。

○20番（新関一夫君） 実は、中山最終処分場を見させてもらってきました。昨日見てきたのですけれども、透明ごみ袋と、中に入ったリサイクルされるべきと私は思っていたプラスチック類のごみが一面に敷かされていたという状況を見まして、リサイクルされているものと、そうでないものがあるのだということとはよく分かりました。

ただ、今の火災とは話はズレるのですけれども、住民に対して、食品トレイだとか、見た目はきれいでも、やはり油分がついているとか、そういうものは可燃ごみとして処理するように家庭にも、もっと徹底してもらったほうがいいのではないのでしょうか。

私も自分で実際にごみを出すときに、これ汚れてるよなというのは可燃ごみに入れているのですけれども、リサイクルされるのだと思うと、多少の汚れでもそっちに回したほうがいいかなという心も働くのかなと思っていました。

最終的に中山に仮置きしているごみに関しても、これは、他の可燃ごみと同じように搬出するなり、燃やしていくという考えでいい

のでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 村田環境課長。

○環境課長（村田貴一君） お答え申し上げます。

現在、中山一般廃棄物最終処分場のほうに仮置きして、可能であれば、いずれかの焼却施設、受入先が見つかった際には、焼却をしていただきたいと考えてございます。

一方で、既に土がついてしまったもの等については、なかなか土がついた状態で焼却処分というのは、受入れ可能な自治体も少ない、ほとんどない状況でございますので、そういったものについては、なかなか現実的には難しいのかなと思ってございます。

あと、風によって飛散しないような対策のために、一部覆土するといった対応も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 新関一夫君。

○20番（新関一夫君） 中山最終処分場の話で、続けて、先ほど市長の説明の中で、よその町のごみが入っていないのかという中で、緊急的に七飯町のごみを入れたと、入れたことは、僕はいいいのではないかなと思うのです。困ったときには、お互いにと考えていました。

ただ、よその町のごみを、広域連合の施設に持ち込むのは当たり前なのですけれども、当市の施設に持ち込むのであれば、事前あるいは直後の報告だとか、お知らせというのはあつてしかるべきかなと思っていたのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 村田環境課長。

○環境課長（村田貴一君） お答え申し上げます。

新関議員御指摘のとおりでございまして、本来、廃棄物処理法においては、他自治体への受入れに関しては、事前協議ですとか、そういった書面での手続等も求められているところでございますが、今回、渡島廃棄物処理広域連合というくくりの中で、受入先が北斗市の施設にあったということで、書類の手続

については、これから整理が必要であるのですけれども、事前の協議の中で、受入れを緊急的に行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 新関一夫君。

○20番（新関一夫君） 緊急的に行ったことはいいのです。仕方ないと思っているのです。ただ、書面でなくても結構なので、よその町のごみをこういう形でうちの施設に入れるのですというお知らせがあったほうがよかったかなという思いでお聞きしたところです。

何せ今走っている最中ですから、詳しいことをお聞きしても非常に難しいというのはよく分かっているのですけれども、少なくとも、今の見通しとして、今の施設が稼働する見込みがあるのかないのか、最終的な話はこれからです。それから、もし稼働するとしたらいつごろをめどとしているのか、あるいは全くめどが立っていないのか。

背景にあるのは、先ほど、国とか北海道の考えもあって、渡島ブロックでは1か所という市長の答弁がありましたけれども、今回このような形で、函館が3基ある焼却炉のうちに1基が定期点検で止まっていると。この中で、渡島に1個しかないクリーンおしまが止まってしまったとなったときには、搬出を含めて、これだけ大規模な、大がかりなことになるわけです。

国は、補助金を出すところになるべく少ないほうがいいというのは分かる気はするのですけれども、これだけ大規模地震、津波、その他自然災害が発生する場面が来ている中で、今回、火事ということでしたけれども、天災によって炉が停止する場面も考えられるという中で、本当に渡島で1個でいいのでしょうかというのは改めて思うところです。

質問の中で、一つ間違っていたと思うのが、檜山に2個あると。北斗の人口と一緒にだという認識でいたのですが、僕、4万人くらいと思っていたものですから、質問ではこう書いたのですが、檜山と七飯の人口規模とほ

とんど一緒ですね。南と北にあるのです。確かに檜山も、今金、瀬棚から上ノ国まではかなりの距離ですから、二つあっても合理的だなと僕も思います。

渡島も、長万部から松前まで、これで何で1か所なのかというのは自然に思う話ではないかと思うのです。

連合の話になると、連合議会があるので、ここでは話しにくいというのはよく分かっているのですけれども、それで、北斗市は単独でゴミ焼却場を持つべきではないかという質問をさせていただいたのですが、本当にそれが当市にとっても、周りの自治体にとっても本当にいいことなのかというところは、よく協議していただきたいなと思いますし、市長が連合長でもありますから、連合と違ったことをここで答えることもないかと思いますが、改めてもう一度、渡島に1か所という、うちのまちにあるゴミを処分している焼却場が本当にこれでいいのかということで、もう一度考えをお聞かせください。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） 新関議員からの御質問で、渡島に焼却施設一つでいいのかということであります。多分、議員も御記憶にあると思うのですけれども、平成12年当時、当時の上磯町にこの施設を建てる、建てないということで、当時の上磯町議会で特別委員会を設置させていただきました。議長を除く全員での特別委員会だったと記憶しているのですけれども、その中でも、当時は南茅部も入っておりました。北斗市でなくて上磯、大野ですよ。これ1か所でいいのかという議論もあったように思われます。

ただし、当時の厚生省、それと北海道の、ゴミの焼却、要はダイオキシンを出さないようにするには、1日100トン、24時間燃焼が物すごく前面に出されて、私も当時思ったのですけれども、1日100トンのごみを集めなければならないような状況なのかなと。

そうすると、さっき言った構成町で、いわ

ゆるそういう数値的に、そして真ん中に位置する上磯町に1個建てればいいという、そういう指導みたいなものがありました。

当然、特別委員会でも、これはちょっとどうなのかという話はあったのですが、最終的に、北海道のごみ処理広域化計画にのっとして、これをやらないと補助金ですとか、そういったものにもいろいろ影響があるということで、最終的に今の形になった。

そして、今回こういったことになったのですけれども、先般、広域連合の全員協議会も開催させていただきました。その中でも一部、1か所でいいのかという話もありましたし、実は、ここ五、六年前、もっと前ですか、私が市長になってからなのですが、人口がどんどん減ってきているということで、一層の広域化を実は北海道から求められておりました。一層の広域化というのは、クリーンおしまに、渡島も、檜山も今二つある、これも全てクリーンおしまでという計画でありました。

これについては、クリーンおしまの連合長として、そしてまた北斗市長として、それはちょっと困りますということで、お断りをしている状況であります。

確かに、リスク分散ということを考えれば、渡島廃棄物処理広域連合、ここに2か所あればリスク分散にはなるかとは思いますが、ただ、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、国ですとか北海道の方針、そういったものをきちんと聞かなければ、なかなか北斗市だけ、それから渡島広域連合の判断だけでは、ちょっとしづらいという状況であります。その辺を理解、お願いしたいと思っています。

○議長（白戸昭司君） 工藤副市長。

○副市長（工藤実君） 新関議員の御質問、前段の点に御説明させていただきたいと思います。

北斗市の議会の全員協議会、12日に開いて、その時点の状況を御説明させていただきました。その後、連合を構成する各町長にお

集まりをいただいた会議が26日、さらには、連合議会の全員協議会を29日に開催し、その二つの中で御説明した点について、まず一つ、今後の見通しということで、肝になる部分というのが、プラントの中の熱分解ドラムがどういう状況であるのか。これは、メーカーに言わせると、目視だけの状況確認では正確な診断ができない。つまり、動かしてみても、性能として成り立つのかどうなのかを見る必要、それが最終的な見極めの方法ですと伺っています。

それから、今日、実は施設の火災保険に入っていますが、保険会社に現地を見ていただいています。保険のルールとしては、全員協議会で御説明したように、稼働に向けた概算の費用が出れば、保険会社としても概算の部分ではお知らせできますということで、今、現地で連合の局長が対応してしまして、どの程度、保険のほうの考え方、直接、間接的な影響、費用の部分も含めて確認をしていることと思います。

したがって、メーカーから出てくる改修に際しての概算の見積りに対して保険の関係がどうなるのか、それを見た上で、先ほど申し上げましたように、熱分解ドラムの関係からして、費用と保険ということで、一旦補修の方向に向かうべきなのか、どうなのか、ここがやはり一つの判断するポイントになってくるだろうと。当然、各町とも、情報を出しながら、御説明しながら、協議しなければなりません。

ただし、それがいつになるのかというのは、私どものめどとしては、二つの会議で申し上げたのは、年末までには何らかの方向性を見出していきたいという希望的観測、現時点で、そう申し上げてきました。

そのような状況で、いずれにしても、先の見通し、いつまで何をというのがなければ、なかなか今後、広範囲な協議の中で議論が先に進まないということも十分あり得ると思っていますので、まずは、今申し上げた点を確認しつつ、可能であれば年内には一定の方向

を見出せるようになればいいなというのが今の状況でございます。

○議長（白戸昭司君） 新関一夫君。

○20番（新関一夫君） 市長と副市長から御説明いただきました。

市長からおっしゃられたことは、私も鮮明に記憶が残っていきまして、当時の海老澤町長だったのですけれども、言葉は悪いですが、海老澤町長にだまされたのか、厚労省にだまされたのか分からないと思っていたことでした。

市長が答弁でも言ったように、当時、焼却炉を建てるに当たって、1日100トンのごみが要るのだと。それは、24時間連続燃焼させることによってダイオキシンの発生を防げるのだと。だから100トンのごみを焼却できるように、当時は1市9町ではないのですけれども、11町村、町村はないです。集まったごみを焼却する施設をここに建てると。やむを得ないという思いで了解した記憶が鮮明に残っています。

ただ、その後、炉のメーカーがどんどん小さくていいものを開発したのか、当時の厚労省が言っていたことが違ったのか、海老澤さんが言っていたことが違ったのか分かりませんが、当然、1日100トンのごみはなくても稼働している施設はいっぱいあるわけですね。檜山だってそうです。そういう意味では、技術的なところはクリアされている。

あとは、市長もさっきから言っていますけれども、国あるいは北海道の補助金なりがなければ単独ではやれないと。ここはよく分かると思います。

ただ、私はこの火災あってから函館市のOBの方と話をしたのですけれども、こんなことを当時の工藤市長が、函館を含めて、渡島の焼却炉は函館1か所でいいのではないかと。いうことまで言っていて、そっちに向かおうとしたことがあったらしいのですが、周りで止めた。何かあったときに、渡島、函館を含めて1か所であれば、止まったら大変と。大変なことになると思います。それで周りが

一生懸命止めたという話を先日、OBの方にお聞きしたところでした。

これから、先ほど申し上げたのですけれども、火災を含めて、自然災害はどうなるか分からないというリスクは十分あると。

もう一つ、先ほどの説明の中で、一つお聞きしたいなと思っていたのは、非常用電源が止まってしまったと。東京電力の話を思い出しますが、非常用電源まで落ちてしまったということは、何でと。主電源が火災によって止まるというのは分かるのです。そのときのための非常用電源だったはずなのです。何で非常用電源が止まったと今は考えているのでしょうか。その究明に2か月も3か月もかかるのかもしれませんが、今の時点でどう考えているのかお知らせ願いたいというのと、2点です。

それから、工藤副市長からも説明があったのですけれども、連合の全員協議会が開かれたときの資料を私も見させてもらいました。この間見てきたのですけれども、外から見ると、建物は、外観が残っているので、大したことないだろうと。多くの市民の方も天気がいいと見えますから、大したことなかったのだなというくらいに思っていると僕は思うのです。

しかし、制御機器関係が全部だめと。焼却施設そのもの、本体、熱分解ドラムは大丈夫なのかなと思ったら、緊急停止によって、かなりの熱がこもったのかなと僕も思います。

だとすれば、あの施設は、たしか5年くらい前に延命処置しましたよね、大規模改修して、約50億円くらいかけて延命したと思うのですが、新品で15年。新品で15年のものを、15年たって延命処置しました。何年もつのですかという議論もさせてもらったと思いますが、そのときで、新品で15年ですから、中古なので約10年でしょうと。もう5年くらいたっているはずなのです。そうすると、今の施設、火事がなくても5年後には……。昨年末に市からクリーンおしまに関しての施策、考え方が示されたと理解している

のですけれども、今回の事故を受けて、先ほど副市長も、動かしてみないと分からないということだったのですが、全部直しました、熱分解ドラムが駄目でしたとなれば、またそれから半年ですか、1年ですか、分かりませんけれども、また動かないという状況が出るのではないのでしょうか。その辺、見込みの話で申し訳ないのですけれども、分かる範囲、今考えている範囲の中で、再度お答えいただければと思います。

○議長（白戸昭司君） 工藤副市長。

○副市長（工藤実君） 不明な点も含めて御説明をさせていただきたいと思いますが、非常用電源がなぜ落ちたのかというのは、今現在、理由が分からない状況でございます。いろいろ憶測はできるのですけれども、火災を想定して、非常用電源がきちんと維持できるような、要するに配線系統が強固なものになっていたのかというのは、素人なりには疑問に思いますけれども、いずれにしても、その原因は分からないところでございますが、消防も含めて調査を今やっている途中でございますので、現時点で分からない点が、事後、判明した際には、そこはまた随時御報告してまいりたいと思います。

それで、期間改良の関係のお話もありました。期間改良の関係は、その後、議員も御承知のように、連合として、クリーンおしま施設の将来方針、基本状況調査業務委託というのを1期、2期といいますか、前期、後期に分けて、今、前期の部分は出てきて、後期のほうが年内というか、夏場には出てまいります。

その中で、メーカーに確認した期間改良後の保証期間というのは15年ですと。したがって、新規で15年、期間改良で15年、通算して30年ということですので、その期間中であることは間違いのないのですが。

もし駄目だった場合ということですが、今申し上げましたように、次の施設をどうするのかというのを連合で、今、発注している調査委託が夏辺りには出てきます。その調査結

果も踏まえて、先ほど申し上げた保険の考え方と、それから、一旦、改修に向かえるのかどうかというところで、仮に向かったとすれば、同時に、駄目な場合、今後の新施設をどうするのかというのは、今申し上げたクリーンおしま施設の将来方針基本調査業務をやるに当たって、連合長である池田市長から構成町には、基本的な考え方は、現在の連合という1市9町の枠組みを維持した上で、次の施設という基本的な考え方をお話した上で、この調査委託を発注しています。

その結果も出ますので、その結果も見ながら、幾つかのケース・バイ・ケースを想定しながら、構成町の皆様と議論をしていかなければならない。当然私どもは、北斗市として、北斗市の議会の皆様とも協議していかなければならないと思います。

現時点では、幾つかの可能性が今後見えてくると思いますので、その可能性の中で最善の選択肢、さらには、次の施設に向けてという調査委託の結果も出てきますので、その結果も踏まえて、前倒しで施設更新をすべきなのかどうかという点も含めて、可能性の一つ、二つ、何個出てくるかは分かりませんが、ケース・バイ・ケース、掘り下げていって議論していく必要があると思っております。現時点では、そのようなことしかまだ申し上げられないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 新関一夫君。

○20番（新関一夫君） これ以上は言わないつもりなのですが、これからの話ということで、ただ、冒頭に申しましたように、クリーンおしまは連合の施設ということで、これをどうするかというのは、主体的には、連合議会なりで話をしていくというのはよく分かっているのですが、その上で、あえて申し上げさせてもらいたいのは、連合で決まったから北斗市もこうやるのだという話というのは、僕はちょっと違うと思っているのです。北斗市のごみは、北斗市としてどう処分すべきかというところが、まず最初にあるところ

だと思っています。

今回、質問するに当たっても、連合にはあまり踏み込まないで話をしたいなと思っていたのですけれども、少なくとも北斗のごみは、どういうふうに処分することが、自分たちにとっても周りにとってもいいのかということで、やはり議論はしていくべきなのではないかと。あるいは、特別委員会なりを立ち上げてでもいいくらいの問題なのではないかなと思っていました。

一つ確認なのですが、僕は大規模改修してから10年と思っていたのですが、これは15年ということで、あと10年間動かす予定があるということでいいのですね。分かりました。そこはちょっと誤解していました。

ごみ焼却炉の件に関しては、その程度にとどめたいと思います。

ごみ袋なのですから、値上げについての理由はよく分かります。ほかと一緒に、ナフサ由来ということなのですが、今、実際に品薄になっていて、先ほどの答弁の中で、6月末、6月も、現状を注視しながら、柔軟にということでお聞きしたのですが、ごみ袋がない場合には、透明あるいは半透明のごみ袋でも、ごみ出し可能みたいなことは、柔軟に考えていくと取っていいのでしょうかということで、確認で、答弁をお願いします。

○議長（白戸昭司君） 村田環境課長。

○環境課長（村田貴一君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございまして、製造事業者から、6月の例年並みの製造量、供給は確保していると伺っておりますが、引き続き今のような、需要が急増している状況にどこまで耐え得るのかというのは、まだ何とも申し上げられない状況でございまして、市としまして、そういった店頭での品薄の状況等を注視しながら、そこは柔軟に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 新関一夫君。

○20番（新関一夫君） それでは、3番

目、上磯駅前地区のスーパーマーケット閉店に関する件ということで、再質問をさせていただきたいと思います。

基本的に、市長の答弁のとおり、民間の営利事業の話なので、市が関わることはなかなか難しいなと当初は思っていたのです。経済部長とも話をさせていただいたのですけれども、改めて僕も調べさせてもらいました。

全国で、公設民営というスーパー、結構な数があるのです。道内でも、主に町になりますけれども、北竜町、沼田町、滝上町、西興部村、南富良野町、その辺が公設民営、それから、経営、運営費そのものも補助しているというような形でやっていると。

改めて、駅前地区の人口はどのくらいなのだろうと思って聞いてみました。いわゆる戸切地川、飯生1丁目、セメント会社、昭和1丁目、2丁目までの約10町会の範囲ですけれども、約2,200人いるのです。この人数が多いか少ないかというのは議論のあるところなのですが、今挙げたような公設民営スーパーを手掛けたところの町というのがそれに近い、もちろんそれよりも少し多いですけれども、そういう町が公設民営のスーパーを設置していると。それが全国的な流れにもなっているということを改めて認識させてもらいました。

その中で、3時過ぎて申し訳ないのですけれども。調べている中で、「販売革新」という雑誌を出している編集長の毛利さんという方が書いているレポートがあつて、ちょっと長くなるのですが、こんなふうに言っていました。ここで書かれていたことは、私が思っていたとおりのことなので、ちょっとだけ読ませてください。

タイトルが「公設民営、新たなスキームが地方の買物困難者を救う」と。一部なのですが、「人口減少が進む地方では閉店する店が後を絶ちません。高齢化も進み、25道県では2050年に65歳以上の人口割合が40%を超えると予想されており、体力の低下などで離れたところまで歩いていけない。自動

車免許を返納したため、移動が困難という住民がさらに増えると想定されています。スーパーの役割は商品を販売することだけではありません。住民同士の大切な交流の場であり、地域住民の生活を支えることはもちろん、人口流出を防ぐためにも重要なことです」とおっしゃっております。

また、「住民が家に引きこもることなく、出歩くことが健康の維持にもつながるなど、地域住民の生活を守る重要な拠点となっています。食品を初めとする生活必需品を提供するスーパーは、電気、ガス、水道、そして交通と同じく、地域を支える社会インフラであり、地方住民の生活になくてはならない存在です。しかし一方で、スーパー事業は営利ビジネスです。スーパーの事業者側も社会的な役割を十分承知して、気概を持って店舗を運営しているものの、健全な収益を上げられなければ存続できないのも事実です。地域社会になくてはならないスーパーと、人口減少に伴って存続が難しくなった事業者、この二つのはざまで、いかにインフラとして住民生活を守っていくのかは、多くの地方が抱える大問題です」というふうにおっしゃっていたのです。

まさに、そうだなと思ってこれを読んだのですが、実は私は常盤に住んでいますけれども、もう30年くらい前なのか、常盤の中でも公園通に面して団地、小さい団地ですけども、建ちました。函館から移ってきた方だったのですけれども、定年退職も見据えて、駅も近いし、スーパーもあるし、病院も近くにあるしということで、ここに函館から移ってきました。「スーパーとうかい」がなくなって、もう高齢になって車を離してしまったので買物に行けないので、引っ越しを考えているのだと。本当にいるのだなと思ってお聞きしたのですが。

先ほどの質問で、高齢者サービスの話もいろいろありました。スーパー事業が高齢者サービスに直接結びつくとは思っていないのですが、これから、私たちの年代も含めて、

車を離さなければならない時期がみんなそれぞれ迫ってくるという中で、やはり歩いてしか買物に行けない人たちというのが確実に、2,000人なり2,200人なりいるという状況の中で、何とかできないものかということで、もう一度御答弁をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 石坂水産商工労働課長。

○水産商工労働課長（石坂弘之君） 新関議員の御質問にお答えしたいと存じます。

先ほど議員がおっしゃられていた、道内にも公設民営スーパーがあるということで、私も若干調べさせてもらっていたのですが、令和6年6月の段階なのですけれども、各種報道等を基に、みずほ銀行が取りまとめたデータ、あとは、道内の市、町のホームページから確認すると、そのデータでは、道内で11か所ほどあるという中で、先ほど議員もおっしゃられていた町のものというのが含まれていると考えています。

それで、スーパーで7店舗、コンビニが4店舗、それで11店。このような状況で、このうち1店舗を除いて、1店舗というのは札幌なのですが、それを除いて、全て、どちらかということ、やはり人口密度の低い地方自治体となっていると判断しています。

民間だけでは維持できなくなった地域の生活インフラを、公的介護をもって守る必要が高まったと、私はデータを見て推察しているところでございます。

こちらの公設民営方式に至った経緯については、議員も先ほどおっしゃられた部分もあるのでしょうか、一部、公表されている箇所を除いて、現時点で詳細は全て把握しておりませんが、一例を申し上げますと、町で唯一のスーパーが廃業してしまって、買物空白地帯に陥って、住民が車で片道30分、40分かけて近接する市町村へ買い出しに行く状況となって、このまま放置したら生活が成り立たないレベルの危機的状況から開設に至ったという事例も伺っておりました。

このことからすると、公設民営スーパー、買物困難者というのでしょうか、生活に必要な買物が自力でほとんど行えない、いわゆる危機的な状況にある地域で導入されることが多い施策ではないかなと考えております。

このことからすると、いろいろ先ほど、常盤の周辺で2,200人という人数もお話しされたのですが、現在、このスーパーが閉店したことによる、代替の手段となり得るような部分も、実は私が見た限りでは複数あるのかなと考えております。

それは、中身でいうと、久根別地区のスーパーで宅配サービスをやっていたり、あとは、昨年、うちの巡回ワゴンが久根別方面まで延長して行くようになった。ここは、循環バスの運転手からもお話を聞いたのですが、利用される方は駅前周辺の方もいて、すごく歓迎の声も多いというお話も聞いていたのですが。

一定の買物環境が、今現状、それを使うことによって維持されていると考えておりますし、より利用しやすくなるように、事業者の連携だとか、事業提供の充実に努めていきたいと考えているのですが、現時点での公設民営スーパーの建設については、市長答弁等々でもありましたが、かなり課題といいますか、ハードルも含めて高いと思っておりますので、具体的に今は検討していないという状況ですけども、地域の皆さんの意見を伺いながら、今後も高齢化や人口構成の変化などによって状況が変わる可能性を注意しつつ、必要に応じて事業者とか、生活支援策の調査・研究を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（白戸昭司君） 新関一夫君。

○20番（新関一夫君） 課長の答弁は、そうだなと思って今お聞きしていたのですけれども、先日、飯生、常盤地区10町会の町会長たちが集まった会議、役所の職員も入って行われたと思うのですが、そこでも「とうかい」の話が出たやにお聞きしていましたが、

どんなお話だったか教えていただけるでしょうか。

○議長（白戸昭司君） 池田市長。

○市長（池田達雄君） 新関議員の御質問にお答えを申し上げたいと存じます。

せんだっての飯生、常盤地区の協議会の話だけではなくて、飯生地区のスーパーの問題から、公設民営の考え方、課長からもお話がありました。

実は、今回閉店したスーパーというのは、私もよく利用させていただいております。私が直接店に入るわけではないのですけれども、うちの妻が入っているのですけれども、結構お客さんは高齢者の方が多いということ。それと、要は、地域にあるスーパーがなくなるというのは、本当に地域にとっては大きな痛手だと思ってございます。

協議会でお話ししたのは、民間施設であって、そして、その施設がどういうふうな状況に今後なるのかもまだ分からない状況の中で、なかなか公設民営、そのときも公設民営の話をしました。それは厳しい状況ですと。

ただ、やはり地域住民が買物難民にならないように、移動販売、これを何とか充実させてほしいということで、実は3月20日過ぎと4月20日頃だったと思いますけれども、久根別にある市民生協とお話をさせていただきました。ここは移動販売をやっているものですから、ぜひあそこを走らせてくださいとお願いをしました。

ただ、実は今まで、商店街ということですから遠慮していたということでもあります。ただ、実はスーパーは今なくなって、そして、商店街の中にも生鮮食品を売っている店がないということですので、ぜひ遠慮なさらずにあの地区を回ってくださいということで、要請させていただきました。

ただ、当然スーパー側も人員ですとか車両ですとか、いろいろな手配があるから、すぐ「はい」ということにはならないのですけれども、そういう状況ということを私から説明をさせていただいたところであります。

確かにあの地域、先ほど議員おっしゃった例えば飯生1丁目から昭和1丁目、2丁目となると結構な距離があると思います。議員御承知のように、うちから一番近いスーパーというのは4キロメートルです、どっちに行っても。うちの地域も限界集落です。でも、何とか踏ん張って頑張っています。

それから、茂辺地、当別、あと、市渡の長橋のほうですとか、例えば白川のほうですとか、開発の奥のほうですとか、そういったところに行くと何もありません。そういうところはどうするのだったという話にもなってきました。

おかげさまでうちのほうは移動販売が週1回か2回来ますので、その時間帯にうちの妻が買物をしている。近所のおばあちゃんたちも買物をしているという状況でありますので、何とか不便をかけないような形でやっていかなければならないなという思いであります。

公設民営に関しては、先ほど課長おっしゃったように、その町に一つしかないスーパーが閉店した。そういうことによって公設民営をやるということです。今回の場合とはちょっとまた違うのかなと。

ただ、少なくとも地域の皆さんが不便になったのは事実ですから、少しでも解消できるようなことを今後も行っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（白戸昭司君） 新関一夫君。

○20番（新関一夫君） 市長がおっしゃるように、茂辺地にしろ当別にしろということでは、全くそのとおりだと思っていました。

特に状況が違うのは、茂辺地地域は、今まであったスーパーが閉店したということだったのですけれども、閉めた店主とも話をすることがございます。一生懸命継続したかったのだけれども、年金が出るとみんな元気に遠くを買物に行き、年金がなくなってくると、うちに来て細かいものだけ買っていくと、成り立ちませんというようなことで、閉

めざるを得なかったというような話をじっくりお聞きしました。

これから、そういう地域、ない場所もいっぱいあるということ。一つ違うと思うのは、今まであったものがなくなるのと、最初からなかったというのとではちょっと違うのかなと思うのですが、富良野市では、生鮮食品を扱う店が少ないということで、その地域に生鮮食品を扱う店を建てる時には、別枠で補助を出して、生鮮を扱ってもらおうというようなこともやっているそうです。

だから、公設民営だけが全てではないと思いますし、もし当市でもって公設民営等を扱うとすれば、やはり地域住民が主体的に動いてもらって、できれば運営に携わるような形くらいまでになったときに、行政がやはり手を差し伸べて、経営ノウハウ等は、生協だとか、南富良野ではホクレンショップ等も、物流だとかノウハウの力を貸しているようですので、そういった力もお借りしながら、何とか買物難民がない状況をつくっていくことに、ぜひ市も目配りしていただきながら、これからも、できるところは協力をしていただければということを要望して終わります。